



第Ⅰ部
各国・地域別政策・措置

第1章

中国

透明性、統一的行政、司法審査	15
(1) 透明性	15
(2) 統一的行政	17
(3) 司法審査	17
輸出制限措置	18
(1) 輸出税を賦課する措置	18
(2) 原材料に対する輸出制限措置	21
貿易権（貿易に関する許可制度）	22
関税	23
(1) 関税構造	23
(2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反	25
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置	26
(1) 日本製ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置	27
(2) AD 協定不整合なサンプリング調査の実施 （日本製光ファイバー母材及び日本製アクリル繊維に対する AD 措置）	28
(3) 日本製塩化ビニリデン（PVDC ポリマー）に対する AD 措置	29
補助金	29
セーフガード	31
セーフガード措置条例	31
貿易関連投資措置	31
基準・認証制度	37
(1) 中国情報セキュリティ規制	37
(2) 中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制	38
(3) 中国サイバーセキュリティ法	39
(4) 電子情報製品汚染予防管理弁法	40
(5) 化粧品新原料規制	41
(6) 化粧品ラベル規制	42
(7) 化学物質規制	43
サービス貿易	43
(1) 流通	44
(2) 建設、建築・エンジニアリング	44
(3) 電気通信	44

(4) 金融	46
知的財産	50
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	51
(2) 冒認出願問題	54
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	56
コラム：主な知的財産関連法令の動き	58
政府調達	61
コラム：WTO 紛争解決手続と中国の対応	62

透明性、統一的行政、司法審査

[加盟に伴う約束]

中国は、措置の内容の合理性、客観性、公平性の確保を規定した GATT 第 10 条及び GATS 第 6 条等の規定に基づく義務を負うことになるとともに、加盟議定書等において、①WTO 協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においても WTO 上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS 又は外国為替管理に関係する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他の WTO 加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束した。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等も約束している。

[実施状況・問題点]

(1) 透明性

〈実施状況〉

中国では、従来公表されない法令も多く、公表されているものについても、特に地方レベルの規則は入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

近年では、官報やインターネットを通じた法令公表の積極化、商務部世貿組織通報諮詢局（世界貿易機関通報照会局）の設置、法令公布前に意見聴取期間設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られる。

立法面では、2008 年 5 月に『政府情報公開条例（国务院）』が実施され、同条例によると、行政機関の組織設置、職能、事務プロセス等を含め一定の情報を公報や政府ウェブサイトなど公衆が知

りやすい形で公開すべきと規定しており、一部の中央官庁や地方政府（省、市）が予算情報を公開するようになった。同条例については、2013 年以来、中国政法大学法治政府研究院等の主催で「政府公開条例改訂研究会」が実施され、これまでに改定の議論が継続的に行われており、国务院でも改正作業が進んでいる。現在のところ、条例改定や新たな法規は制定されていないが、2016 年 4 月に発表された「国务院 2016 年立法工作计划」では、「政府情報公開条例」は全面的改革深化に急務な項目に入れられており、今後改正作業が急ピッチに進む可能性もある。

また、2016 年 2 月 17 日、中共中央弁公庁と国务院弁公庁は「政務公開工作の全面推進に関する意見」を公布し、2016 年 11 月 10 日には、「国务院弁公庁の『政務公開工作の全面推進に関する意見』実施細則の通知」が公布されている。この中では、主に決定、施行、管理、サービス、結果公開（総称「五公開」）を進めるための、実施細則を定めている。具体的な内容としては、①「五公開」の推進強化、②政策解説の強化、③積極的に関心事項に対応する、④プラットフォーム構築の強化、⑤公衆参与の拡大、⑥組織指導の強化、などが定められている。

さらに、2016 年 7 月 30 日付けで、国务院弁公庁は「国务院弁公庁の政務公開工作におけるより良い政務世論対応に関する通知」を公布した。この背景には、2016 年 2 月 17 日に李克強総理が「現代政府は、タイムリーに人民の期待と関心に応えるべきである」との発言したこと、またインターネットや新たなメディアの成長に伴い、世論に関する事件が多発しており、政務公開と政務の世論対応を強化すべきとの考えがある。重点対応内容は政策措置に対する誤った理解解釈、公衆利益に直結し影響が比較的大きいもの、民生領域に関連し社会道徳にはなはだしく抵触するもの、突発事件処置と自然災害対応に関するもの、上級政府が下級政府に主体的な対応を求める政務世論などとされている。この他に、対応責任部署の明確化と、特別重大もしくは重大突発事件に対しては遅くとも 24 時間以内に会見を開き、その他は 48 時間以内に回答することと期限を明確にしている。

司法レベルでも、2009年12月に、最高人民法院が『司法公開に関する六規定』と『ニュースメディア世論の人民法院監督に関する若干規定』を公布し、各レベルの法院に対して立件、裁判、執行、公聴、記録、審理事務を公開すること、並びにメディアによる世論監督を積極的に受け入れることを要請した。

また、2016年2月26日、最高人民法院は「中国法院の司法改革」（白書）を発表し、2016年9月12日には、國務院新聞弁公室が「中国司法領域人権保障の新進展」（白書）を発表した。これらの中で、最高人民法院の司法公開三大プラットフォームの状況が、以下のようにまとめられている。

- ・判決フロー公開については、2014年11月13日に「中国審判フロー情報公開ネット」が開通している。2014年末までに、開廷公告429件、審判情報36276件が公開されており、2015年末までのアクセス総数はのべ87.85万人となっている。
- ・裁判文書公開については、2013年7月1日に「中国裁判文書ネット」が開通している。公開されている裁判文書は、2014年末の約569万件から、2015年末には1448万件まで増加している。また2015年末のアクセス数はのべ4.1億人となっている。
- ・執行情報公開については、2014年11月1日に「中国施行情報公開ネット」が完成している。このプラットフォーム上で公開された非執行人情報は、2014年末の2,789万件強から2015年末には3,434.7万件に増加している。執行案件情報検索利用者は、2015年末で述べ3,685万人となっている。

この他に、中国法院法廷ネット中継の活用も進んでおり、2015年にネット中継された法廷数は3,795回となっている。

「人民検察院案件情報公開ネット」は2014年10月に正式開通しており、2015年末までに案件プロセス情報254万件強、重要案件情報102万件強、有効法律文書76万件強を公開している。

<国際ルール上の問題点>

上記の政府情報公開条例実施後には、最近では

それなりの進展があるものの、実施細則等含め未だに公開に当たっての行政体制が整っていないこと、土地開発使用状況など公衆が強い関心を持っている情報はあまり公開していないこと、また一部の地方都市において、国家機密に該当するあるいは申請された情報が存在しないといった理由で十分に公開が進んでいないとも言える。また、パブリックコメントが実施されていたとしても、その期間が短かったり、周知が徹底していなかったりする例が見受けられる。これらがWTO協定の所管事項に関わるものである場合は、措置の客観性・公平性の確保を規定したGATT第10条又はGATS第6条、また、透明性確保を規定した加盟議定書第2条に違反する可能性がある。

○輸出増殖税還付率変動

中国の輸出時の増殖税還付については、還付率の調整が頻繁になされており、特に金融危機を受けて、中国は増殖税の輸出還付率を引き上げる方向にあるが、未だに法令の公布と発効の時期は非常に短い。例えば、2014年12月31日公布の「部分商品輸出税還付率に関する通知」（財税〔2014〕150号）では、一部の高付加価値品、とうもろこし加工製品、紡績品服飾の輸出税還付の引き上げとボロン鋼の輸出税還付の取り消しは、翌日の2015年1月1日より施行、ウィッグ・エクステやその材料に対する輸出税還付引き下げは2015年4月1日より施行となっている。後者では輸出税還付引き下げこそ施行まで約90日の期間があるが、輸出税還付の引き上げと輸出税還付の取り消しは、公布の翌日発効であり、こうした状況では、企業は政策の変更に余裕を持って対応することはできない。また、2016年11月4日公布の「機電、製品油等商品輸出税還付率に関する通知」（財税〔2016〕113号）では、カメラ、ビデオカメラ、内燃発動機、ガソリン、航空燃料、ディーゼル油等、計418品目の輸出税還付率を17%に引き上げるとしたが、施行日は公布日より前の2016年11月1日となっている。このように、この例では即日発効どころか事後公布となっており、いまだ余裕を持った対応が難しい状況である。

規制・措置の急激な変更については、企業の予

見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなっている。我が国も過去の日中経済パートナーシップ協定において問題点を指摘したところであるが、中国の経済・貿易政策が、透明性と予見可能性をもって運営されることが求められる。

また、補助金協定上、間接税の払戻しは原則として補助金とはみなされないため、増徴税の還付自体は形式的には補助金協定に違反しない。しかし、上記のとおり頻繁に還付率を変更していることから事実上産業政策の一環として恣意的に間接税を操作しているとも考えられるため、仕向地主義（最終消費者の所在地である仕向地国が課税権限を有するという考え方）という同協定附属書の背景にある考え方と相容れず、実質的に輸出補助金であるとして補助金協定違反を問える可能性がある。

（2）統一的行政

＜実施状況＞

外資企業が事業を行うにあたっては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府において、互いに矛盾のない法令が整備されることが必要である。また、互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的な適用や不統一な解釈が、複数の地域で事業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっている。

近年、中国では、税関、税務、金融などの重要分野や、中央政府と地方政府の利益が対立しやすい分野において「垂直管理」改革を実施し、各レベルの行政不統一による行政の非効率がある程度改善され、また、中央政府と一部の地方政府が行政機関の簡素化・合併を行っている。

しかし、中央と地方の関係において、垂直管理はほとんど進まず、逆に食品薬品に関する垂直管理制度は省レベル以下では撤廃され、中央政府が食品薬品監管において地方政府の責任を強化したいと表明するなどの動きも見られる。また、中央政府内でも未だに統一的な行政が行われていない例も見られる。例えば、オンラインゲームの監督管理権限に関して、国家新聞出版総署がある運営

会社を処罰するとした際、文化部が新聞出版総署の決定は越権行為として運営の許可を行う等、許可範囲と処罰権を巡る対立が生じている。その後も、新聞出版総署がオンラインゲームの8つの管理措置を公布し、国産オンラインゲームをネット上で運営するに当たって、新聞出版総署の審査許可が必要とする一方、文化部も『オンラインゲーム管理暫定方法』（2010年6月）を公布し、輸入オンラインゲーム、国産オンラインゲームを運営するに当たって、文化部の審査許可、登録が必要と規定する等、両者の対立は解消されていない。このため、国内外のオンラインゲームが重複審査許可・管理に置かれることになり、時間・コストの両面で負担が生じている。

＜国際ルール上の問題点＞

上記のように中央政府と地方政府との間で不統一な解釈・運用がみられるが、これは中央政府・地方政府間での法令・措置の統一的な適用・運用を規定した加盟議定書第2条(A)第2項に違反する可能性がある。

（3）司法審査

＜実施状況＞

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ（「アンチ・ダンピング条例」、「専利法」等）、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が設置された。また、2007年には司法審査制度の基礎の改善を目的とし、行政再議申請人の既得利益を保護すること等を規定した「行政再議法実施条例」が公布・施行され、2008年1月には最高人民法院より行政訴訟案件の管轄、訴訟撤回問題について詳細に規定した司法解釈も出されるなど、制度整備面では改善が見られ、近年行政訴訟案件は増大している。他方、中国の司法判断の中立性・的確性や、司法又は仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていた。また、例えば、中国の『行政訴訟法』（1990年）を実施する中で、地方

法院が各種理由で受理すべき行政案件を受理拒否する現象が多い。この問題に対処するために、2014 年中華人民共和国主席令（第 15 号）で、「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国行政訴訟法』改訂に関する決定」が中国第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議で 2014 年 11 月 1 日に通過し、2015 年 5 月 1 日から施行されている。これは、行政訴訟法が 1990 年 10 月 1 日施行されて以来初の改訂である。これまでの行政訴訟は、立件・審査・執行とも難しく、訴訟で解決すべき問題が往々として投書・陳情の方法で訴える「法より投書・陳情」という現象が見られていたが、これらの問題に対し今回の改訂では、訴訟ハードルの引き下げや受理範囲の拡大、受理妨害の排除、審査基準の厳格化、応訴職責の強化が盛り込まれている。中国の司法審査の改善につき、継続的な対応が望まれる。

<国際ルール上の問題点>

上記のように、裁判所が行政訴訟案件の受理を不当に拒否した場合には、行政機関の決定を司法機関に訴える機会を保障した加盟議定書第 3 条 (D) 第 2 項に違反する可能性がある。

輸出制限措置

(1) 輸出税を賦課する措置

<措置の概要>

中国は、2006 年 11 月 1 日に輸出税暫定税率調整表を施行したが、同表に掲載されている品目のうち、加盟議定書第 11 条第 3 項による輸出税禁止に対する例外リストである附属書 6 に記載があるのは 13 品目（フェロマンガン、フェロクロム、粗鋼及び電解精製用陽極銅、銅・アルミのくず等）のみであり、ほとんどが 2006 年に新たに導入された輸出税である。その後、2007 年以降も、レアアース、タングステン、モリブデン等鋼材製品や石炭、化学肥料とその原材料などについて輸出税

を賦課し、輸出制限を強化しており、2012 年からは新たにストリップキャスト合金にも輸出税が賦課されている。

なお、2009 年に米国、EU 及びメキシコの三カ国がパネル設置要請を行った DS394, 395, 398（中国の原材料に対する輸出規制措置：詳細は第 II 部第 3 章 4. 主要ケース（4）を参照。）について、2012 年 1 月末、上級委員会は、中国が講じている輸出税・輸出数量制限等は WTO 協定に違反するといった結論の報告書を発出しており、本報告書を受けて、中国は 2013 年 1 月 1 日までに（勧告の履行期限は 2012 年 12 月 31 日まで）、ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、亜鉛の 7 品目の輸出税を撤廃するとともに、黄リンについては、加盟議定書で定められている範囲内に税率を変更した。

また、2014 年 8 月 7 日に DS431, 432, 433（中国のレアアース等に対する輸出規制措置：詳細は第 II 部第 3 章 4. 主要ケース（5）に関する WTO 上級委員会は、中国が講じているレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出規制措置（輸出税・輸出数量制限等）は WTO 協定に違反するといった結論の報告書を発出した。当該報告書を受けて、2015 年 4 月 23 日、中国財政部はレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税を 5 月 1 日から廃止する旨公表し、5 月 1 日から公表の通りレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税は撤廃された。

<国際ルール上の問題点>

中国は、WTO 加盟議定書第 11 条第 3 項において、附属書 6 に掲げられた産品に課税する場合又は GATT 第 8 条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税される税及び課徴金をすべて廃止するとしている。そのため、これらの産品以外に課税している場合には、WTO 加盟議定書の約束に違反していると考えられる。例えば、2006 年に暫定輸出税が課されたコークス・非鉄金属等は、附属書 6 に掲げられた産品ではないため、中国の措置は加盟議定書に違反している。（その他輸出規制に関する規律については、「第 II 部第 3 章<参考>輸出規制」を参照。）

<図表 I - 1 - 1> 中国の加盟時の輸出税実施産品と税率

主な品目名	輸出税率
うなぎ稚魚	20%
骨粉	40%
鉛鉱	30%
亜鉛鉱及び同製品	30%
すず鉱	50%
タングステン鉱	20%
アンチモン鉱	20%
合金銑鉄及び非合金銑鉄	20%
フェロマンガ	20%
フェロシリコン	25%
フェロクロム	40%
くず鉄	40%
銅製品	30%
ニッケル製品	40%
アルミニウム製品	20%

合計84品目

※中国加盟議定書附属書6より、経済産業省作成。品目についての詳細はHS番号7桁ベースで記載されている。

<図表 I - 1 - 2> 2010年以降の輸出税課税措置の新たな変更

番号	政策名称	実施日	主要内容
1	『2010年関税実施方案』（国務院関税税則委員会）	2010年1月1日	<p>①「輸出税則」の輸出税率を維持。</p> <p>②引き続き幼いうなぎなどの一部輸出商品に輸出暫定関税を課す。ただし、一部商品の輸出暫定税率を以下のように調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出暫定関税を撤廃：全ての食糧商品、アルミニウム砂及び精鉱、硫酸と発煙硫酸、茶色コランダム及びその他の硝酸カリウム。 ・輸出暫定税率を引き下げる：フッ化水素酸、一部の化学肥料原料、モリブデン粉及び化合物、タングステン化合物、金属フッ化物及び金属インジウムを含む商品。 ・2010年輸出暫定関税を課す：リン酸、アンモニアとアンモニア水、一部化学肥料原料。 <p>③一部化学肥料などに引き続き特別輸出税を課す。ただし、2009年関税実施案と比べて、8品目だけの化学肥料原料に特別輸出税を課す。</p>

番号	政策名称	実施日	主要内容
2	『2010年化学肥料輸出税の調整に関する通知』（国務院関税税則委員会）	2010年12月1日 ～31日	尿素、リン酸2アンモニウム、リン酸2水素アンモニウム及びリン酸2水素アンモニウムとリン酸2アンモニウムの混合物（関税コード：31021000、31053000、31054000）に対し、35%の輸出暫定税率のほか、75%の特別輸出税も課す。
3	『2011年関税実施方案』（国務院関税税則委員会）	2011年1月1日	①「輸出税則」の輸出税率を維持。 ②引き続き幼いうなぎなどの一部輸出商品に輸出暫定関税を課す。また、レアアース製品の課税対象品目を増やしたとともに、一部のレアアース製品の税率を引き上げた。 ③一部化学肥料等に引き続き特別輸出税を課し、対象商品は2010年関税実施方案と同じ。
4	『2012年関税実施方案』（国務院関税税則委員会）	2012年1月1日	ストリップキャスト合金（HSコード72029911、商品名：ネオジム鉄ボロン永磁速凝片）は2012年1月1日から、20%の輸出税がかかることになる。
5	『2013年関税実施方案』（国務院関税税則委員会）	2013年1月1日	米国、EU、メキシコによる紛争において違反と判断された9品目について、輸出税が撤廃されるか、中国のWTO加盟議定書の別添6において定められる税率の上限の範囲内に変更された。
6	「2014年関税実施方案」（国務院関税税則委員会） 海関総署公告〔2013〕73号	2014年1月1日	①「輸出税則」の輸出税率を維持。生鉄等の一部輸出商品は暫定税率を適用。 ②以下の調整を実施 ・硝酸ナトリウム等6項目の暫定税率を取消 ・硫酸カリウム等8項目の暫定税率引下げ ・肥料用塩化アンモニウム等13項目の徴収方式と税率調整 ③銑鉄、鏡鉄や鉄鋼の粒等3項目は除外商品を設定
7	「2015年関税実施方案」（国務院関税税則委員会） 海関総署公告〔2014〕95号	2015年1月1日	①商品範囲、税率に変化なし。主に、各種金属鉱、石炭、鋼半製品、化学肥料、パルプ等297項の資源、エネルギー、高エネルギー消費商品が対象で、輸出税は2～40%の範囲にある。 ②一部の税則税目を調整。調整後、2015年「中華人民共和国輸入出税則」の税目数が合計8,285個。 ③以下の調整を実施 ・生鉄等の一部輸出商品は暫定税率を適用。

番号	政策名称	実施日	主要内容
			・化学肥料には引き続き輸出税を課すが、季節性税率（オフシーズン・シーズン）は廃止し、税率を統一。
8	「2016年関税実施方案」 （国务院関税規則委員会） 海関総署公告〔2015〕69号	2016年1月1日	・高純度銑鉄等の輸出税率を引下げ、リン酸等の輸出税率を取消（調整後の輸出関税商品は、別表1「2016年輸出商品税率表（中日対照）」を参照のこと） ・一部の税則税目を調整。調整後、2016年「中華人民共和国輸出入税則」の税目数は合計 8,294 個。

資料の出所：税関総署HP、税関法令により整理作成。

（2）原材料に対する輸出制限措置

＜措置の概要＞

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計54品目の商品及び同許可証発行機関が規定された。「2015年輸出許可証管理貨物目録」では、上記対象は591品目となっている。

このように、中国はWTO加盟後も引き続き原材料・中間製品に対する輸出数量制限を実施している。GATT20条(g)においては、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば、例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国の原材料・中間製品に対する輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT20条(g)では、「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めているところ、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分がある。

また、中国政府は、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な数量を管理している。

＜国際ルール上の問題点＞

GATT第20条(g)では、「有限天然資源の保存

に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国のレアアース等についての輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT20条(g)ではその前提条件として「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めており、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分があることから、GATT第11条及び第20条(g)との整合性につき疑義がある。

＜最近の動き＞

2009年6月、米国及びEUは、ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、シリコン・カーバイド、黄リン、亜鉛という原材料9品目に関する中国の輸出数量制限・輸出税の賦課等がGATT11条や中国のWTO加盟議定書等に整合的ではないとしてWTOに協議要請を実施（8月にメキシコも協議要請）。協議では解決に至らず、同年11月に三カ国がパネル設置を要請。同年12月21日にパネルが設置（DS394、395、398）された（我が国は第三国参加）。2011年7月には、中国の輸出数量制限・輸出税は、WTO協定に整合的でないとのパネル報告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月末にパネルの判断を概ね支持する上級委員会報告書が公表された。なお、米国、EU及びメキシコのケ

ースにおける RPT(勧告の妥当な実施期間)は 2012 年 12 月 31 日とされていたところ、2013 年の 1 月以降、ポーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタルの 6 品目についての輸出税が撤廃されるとともに、黄リン、亜鉛については、加盟議定書で定められている範囲内の税率へと変更された。加えて、ポーキサイト、コークス、ホタル石、シリコン・カーバイド、亜鉛に対する輸出数量制限が撤廃された。

また、中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置(輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格)については、2012 年 3 月、我が国は、米国及び EU とともに、WTO 協議要請を行ったが、協議では解決に至らず、同年 6 月に三カ国がパネル設置を要請。同年 7 月 23 日にパネルが設置(DS431、432、433)され、2014 年 3 月 26 日に、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置(輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限)は、GATT 及び中国の WTO 加盟議定書に違反するとして我が国、米国、EU の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。このパネルの判断を中国は不服として、同年 4 月に上訴したものの、同年 8 月にパネルの判断を全面的に支持する上級委員会報告書が公表され、同月の定例 DSB 会合で、パネル報告書及び上級委員会報告書は併せて採択された。これを受けて、中国は、2015 年 1 月 1 日をもってレアアース、タングステン及びモリブデンに関する輸出数量制限を撤廃した(2014 年 12 月 31 日付で公表された 2015 年の輸出数量制限対象品目においてこれらの品目の記載を削除)。

さらに、アンチモン、インジウム、クロム、コバルト、銅、グラファイト、鉛、マグネシア、滑石、タンタリウム及び錫に対する輸出規制措置(輸出税・輸出数量制限等)について、米国は、2016 年 10 月 13 日、パネル設置要請を行った(DS508)。

貿易権(貿易に関する許可制度)

<措置の概要>

中国は、WTO 加盟時には貿易業務に従事する場合に、国务院の許可を得る必要があったが、加盟議定書において WTO 加盟後 3 年以内に対外貿易権の審査承認制度を段階的に廃止するとの約束をおこなった。この約束に基づき、2004 年 7 月、対外貿易に関する最上位法規である「対外貿易法」が 10 年ぶりに改正・施行され、貨物・技術輸出入時の外国貿易経営権に対する審査・批准が廃止され、登録だけが求められることとなったものの、出版物等(本、新聞、雑誌、音響映像製品等)の輸入については、国务院出版管理条例等に基づき、国务院の承認を得た国有企業に限定されている。

<国際ルール上の問題点>

中国の加盟議定書第 5 条では、①加盟後 3 年以内に中国国内のすべての企業に対して、(一部農産品等を除く)すべての物品に係る貿易権を付与すること、②すべての外国人及び外国企業に対して、中国国内の企業と比較して不利でない待遇を付与することを約束しており、出版物等に係る規制は加盟約束に照らし疑義があると考えられる。

<最近の動き>

米国は、2007 年 4 月、中国の著作物に係る輸入・流通規制について、知的財産権制度問題と同じタイミングで、中国に対して WTO 協定に基づく協議要請を実施したが、協議では解決に至らず、同年 11 月の WTO 紛争解決機関会合でパネルが設置された(我が国及び EU が第三国参加)。米国は、中国が WTO 加盟にあたり、加盟後 3 年以内に、外資企業に対して出版物(本、新聞等)、音響映像製品(DVD 等)に係る輸入・流通業への従事を認めることを約束しているにもかかわらず、依然として同事業の主体を中国国営企業及び中国資本過半企業に限定している点を問題視していた。

2009 年 8 月、パネルは米国の主張のほとんどを認める形で、中国の措置を WTO 協定に整合的でないと認定。中国は同年 9 月に上級委員会に上訴し

たが、同年12月に上級委員会は一部論点を除きパネルの結論を全面的に支持し、最終的に中国の協定義務違反が確定し（中国は措置の是正義務を負う）、2011年3月19日がDSB勧告の履行期限とされた。一方、国家改革發展委員会・商務部は、中国における外国企業の投資活動に係る政策を規定する「外商投資産業指導目録（2011年改正）」（2011年12月24日公布、2012年1月30日施行）において図書、新聞、雑誌、音響映像製品、電子出版物の輸入業務を禁止類から削除した。これらは制限類にも含まれていないことから、容認類になったと考えられるものの、今後の施行状況を引き続き注視していく必要がある。（なお、2015年4月10日に施行された「外商投資産業指導目録（2015年改訂版）」においても、また、2016年12月7日に公表されたパブリックコメントにおいても、図書、新聞、雑誌、音響映像製品、電子出版物の輸入業務は制限類、禁止類に含まれていない。）

さらに、中国は、2012年2月22日のWTO紛争解決機関会合において、DSB勧告を大部分履行したこと及び米中両国が2012年2月18日に紛争解決に向けた覚書に合意したことを表明した。同年5月9日に、米中両国が紛争解決機関議長宛に発出した共同コミュニケーションによれば、同覚書の内容には、中国政府が定める外国映画の年間配給制限枠（利益配分方式での輸入の承認）の20本とは別に、IMAXや3Dなどの高精細な映画の輸入を少なくとも年間14本認めること、中国での映画の興行収入に関し、映画のプロデューサーに対する収益配分を25%に引き上げること、外国映画の配給に関し、民間企業を含む中国企業の参入も認められるようにしていくこと、米中両国は、5年後（2017年）に覚書の主要な要素について協議を行い、中国のDSB勧告の問題を議論すること等が含まれている。同年5月24日のWTO紛争解決機関会合において、中国は、DSB勧告を全て履行したと表明したが、一方、米国は、米中両国で合意した覚書は、重要な進展を示すものではあるが、最終的な解決ではないと表明している。

我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況等を注視するとともに、二国間政策対話等により、更なる

外資規制の緩和を働きかけている。

関税

（1）関税構造

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

中国は、WTO加盟にあたって、日米EU等との二国間交渉及び作業部会における交渉を踏まえ、広範囲にわたる品目に係る関税引き下げを内容とする譲許表を提出している。

中国は全譲許品目（7,151品目）の関税率について、単純平均では加盟時（2001年）の13.6%から最終年（2010年）には9.8%に、うち農産品（977品目）については19.3%から15.0%に、鉱工業品（6,174品目）については12.7%から8.9%に引き下げを約束している。（図表I-1-4）。なお、中国は、情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）に2003年4月から参加しており、また、ほとんどの化学品及び化学製品に関しても、最終譲許税率を化学ハーモナイゼーション^(注)の水準に引き下げること約束している。

（注）化学ハーモナイゼーション
化学品及び化学製品（原則HS28～39類）に係る関税引き下げ（最終的な引き下げレート0～6.5%）について、日・米・EU等の間で、ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意されたもの。

<懸念点>

中国は、2002年1月から、関税法の改正によって全譲許品目の73%に及ぶ5,300を超える品目について関税率を引き下げた。2008年1月、加盟後7回目の関税率表の見直しが行われ、中国の平均関税率は、全品目で9.8%、農産品15.2%、非農

産品 8.9%にそれぞれ引き下げられた。2017年2月現在、中国の譲許率は全品目にわたり100%であり、また、非農産品の平均譲許税率は9.2%、平均実行税率は、9.0%であった。ただし、写真用フィルム（最高47%）、自動車（25%）、TV（30%）、大型モニター（30%）、オートバイ（最高45%）、プロジェクター（最高30%）等一部品目において、高い最終譲許税率が存在している。

なお、中国が加盟に際して約束したITAへの参加については、2003年4月のITA委員会において承認された。しかし、コンピュータと接続性のある複合機やプロジェクターに関税が賦課されている等、ITA協定の履行に不透明さが残っている。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている

（最新の状況については資料編を参照）。

また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2019年7月には対象品目の約90%の関税が撤廃される予定。また、2024年1月には、全201品目の関税が54メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第II部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。中国については、2016年9月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、中国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、デジタルビデオカメラ（35%）、録音・再生機器（30%）、テレビ受信機器（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023年に完全に撤廃されることになる。

＜図表 I - 1 - 3＞ 中国WTO加盟に伴う譲許税率引き下げスケジュール（単位：%）

	1998年時点の実行税率	加盟時	2002. 1. 1	2003. 1. 1	2004. 1. 1	2005. 1. 1	2006. 1. 1	2006. 7. 1	2010. 1. 1
全品目（7,151品目）	17.5	13.6	—						▶ 9.8
農産品（977品目）	22.7	19.3	—						▶ 15.0
鉱工業品（6,174品目）	16.6	12.7	—						▶ 8.9
主要な工業製品									
（家電）									
エアコン 窓・壁取付型	25.0	21.0	19.0	17.0	15.0	—			
自動車用	40.0	33.3	30.0	26.7	23.3	20.0	—		
冷蔵庫（容量500リットル）	30.0	24.0	21.0	18.0	15.0	—			
掃除機	35.0	26.7	22.5	18.3	14.2	10.0	—		
カラーTV	35.0	31.7	30.0	—					
（一般機械）									
フォークリフト	18.0	14.4	12.6	10.8	9.0	—			
印刷機械（製版機等）	16.0	12.5	10.8	9.0	—				
（IT関連）									
コンピュータ	25.0	16.7	12.5	8.3	4.2	0	—		
自動データ処理機械	9.0	3.0	0	—					
携帯用デジタル処理機械	15.0	7.5	3.8	0	—				
ディスプレイ、印刷機	15.0	7.5	3.8	0	—				
キーボード、マウス	12.0	6.0	3.0	0	—				
ファックス機	12.0	6.0	3.0	0	—				
複写機	22.0	17.0	14.8	12.4	10.0	—			
（自動車）									

	1998年時点の 実行税率	加盟時	2002. 1. 1	2003. 1. 1	2004. 1. 1	2005. 1. 1	2006. 1. 1	2006. 7. 1	2010. 1. 1
バス 30人以上	50.0	41.7	37.5	33.3	29.2	25.0			
29人以下	70.0	55.0	47.5	40.0	32.5	25.0			
乗用車	100 ⁷⁰ 80.	51.9	43.8	38.2	34.2	30.0	28.0	25.0	
トラック 5トン未満	50.0	40.0	37.5	30.0	29.2	25.0			
乗用車用シャーシ	60.0	40.0	36.8	31.4	26.1	20.7	15.4	10.0	
乗用車用車体	70.0	46.0	42.1	35.7	29.3	22.9	16.4	10.0	
(オートバイ)									
オートバイ (250cc未満)	60.0	52.25	48.75	45.0					
同部品	25.0	19.6	17.2	14.6	12.0				
(鉄鋼・非鉄金属)									
鉄鋼フラットロール製品	8.0	6.0							
鉄鋼チューブ・パイプ	10.0	6.0	4.0						
精製銅チューブ・パイプ	6.0	4.0							
アルミニウム板	12.0	8.0	6.0						
(精密機械)									
カメラ	25.0	21.7	20.0						

(注) 譲許表の実施期間は、殆どの品目について2006年7月1日までとされている。

(参考) 2006年7月を超えて、実施期間が設定されている品目。

- ・テレフタル酸、一部の染料、一部の化粧品、ポリエチレン、プロピレン、スチレン、塩化ビニル、ポリエステル・ポリエーテル、ポリアミド、ポリウレタン、プラスチック層、一部のプラスチック製チューブ、一部のプラスチック製板・シートについては、2008年1月1日まで。
- ・一部の果実及び果実発酵酒、一部の合成繊維については、2010年1月1日まで。

(2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反

<措置の概要>

中国はWTO加盟時に従価税で譲許した品目に対し、従量税を課している場合がある。一部の写真用フィルム(関税分類37023190)では、譲許税率が40%のところ、1平方メートルあたり67元という従量税で実行税率が課されており、ここ数年の輸出実績を基に従価税換算すると年平均で税率約47%~75%に相当し、譲許税率を超えている。

<国際ルール上の問題点>

従価税で譲許している品目に対し、従量税を課しており、従価税換算で譲許税率より高い関税を課しているため、GATT第2条違反となる可能性がある。

<最近の動き>

2013年10月、我が国は中国関係当局に対し、譲

許税率に合致した従価税への修正、もしくは従量税を維持する場合でも譲許税率を超えないように上限を設けるよう、是正を申し入れた。これを受け、同年12月に発表された2014年の中国の関税率改訂では、当該品目の税率が1平方メートルあたり56元へ引き下げられ、2013年の為替やフィルム価格を基に従価税換算すると約40~42%と、譲許税率とほぼ同水準となったが、依然として、為替や商品価格の動向次第で譲許税率違反となる可能性があり、引き続き注視していく。

なお、2011年には、10%の従価税で譲許しているプリント基板用感光性フィルム(関税分類37013029)に対し、1平方メートルあたり15元の従量税を課されていた。当時の為替やフィルム価格を基に従価税換算すると約22%となり、譲許税率違反の可能性があったため、我が国が是正を求めた結果、中国政府は2013年から従量税を改め、譲許税率と同じ10%の従価税に変更した。

また、2014年の関税率改訂において、一部の製版

フィルム（関税分類 37024321）において、1平方メートルあたり 1.8 元から 10 元に従量税が引き上げられ、従価税換算では 40%に相当し譲許税率違反となった。従来同様、我が国より是正を求めた結果、2015 年の改訂において、譲許税率 10%の従価税に改正された。今後も動向を注視しつつ、必要に応じて中国関係当局に是正を申し入れる。

アンチ・ダンピング (AD) 措置・相殺措置

[加盟に伴う約束]

中国は、WTO 加盟に伴い、AD 措置及び相殺措置に係る規則・手続を AD 協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している¹。

また、中国以外の WTO 加盟国が、中国産品について AD 措置に係る調査を行う際の価格比較（ダンピングマージンの計算）に関し、輸出価格を中国の国内価格と比較するのではなく第三国価格と比較することが認められている（中国加入議定書第 15 条）。背景として、中国には市場経済が浸透しておらず、適切な国内価格が存在しない、との考え方があり。この根拠となった中国加入議定書第 15 条の一部である第 15 条 (a) (ii)は、加盟後 15 年の 2016 年 12 月で失効した（同特例失効後の中国の取り扱いについては、国際的な論点になった（いわゆる「市場経済国問題」）。詳しくは P320 の「特集記事：対中国アンチ・ダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）について」参照。）。

[AD 調査の実施状況]

<概要>

1995 年以降²、中国は 2016 年 6 月末までに 231 件の AD 調査を開始しているが³、中国による AD 調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は 43 件

であり⁴、うち 32 件について AD 措置が発動されている⁵。このうち 19 件については、現在も AD 課税が継続している⁶（いずれも 2016 年 6 月 30 日現在）。

<国際ルール上の問題点>

中国の AD 調査には、AD 協定に照らすと問題点も多く、以下のような点について引き続き改善を求めていく必要がある。

(1) 損害及び因果関係の認定の改善

ア ダンピング輸入による国内産業に対する損害及び因果関係の認定に際して、輸入品と国産品を構成する具体的な産品のモデル・グレード・用途等の違いを踏まえ、競争・代替関係の有無・程度を適切に検討・評価すべき（AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.4 条、3.5 条）

イ 損害（因果関係）の決定に関し、ダンピング輸入以外の要因の国内産業への影響を適切に評価し、これらの要因による影響と、ダンピング輸入による影響とを分離・峻別した上で、その分析方法についての十分な説明を行うべき（AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.5 条）。

(2) 手続面の改善

ア 利害関係者が十分に自らの利益を守ることができるよう、重要事実の開示や最終決定において、ダンピング・マージン計算の根拠や方法を十分に説明し、また、算定に利用したファクト・アヴェイラブルの出典を明らかにすべき（AD 協定 6.9 条、12.2 条）。

イ ダンピング・マージンの算定は原則として個々の生産者ごとに行うべきであり、サンプリング調査実施の可否は、AD 協定 6.10 条及び 6.10.2 条所定の要件該当性を十分に検討すべき。

<最近の動き>

(1) WTO 委員会での働きかけ、各 AD 調査における政府意見書の提出

我が国は、上述のような問題点について、AD 委員

¹ 中国加入議定書 (WT/L/432)

² 中国の WTO 加盟は 2001 年 12 月 11 日

³ WTO 公表資料 (https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf)

⁴ WTO 公表資料 (https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsRepMemVsExpCty.pdf)

⁵ WTO 公表資料 (https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresRepMemVsExpCty.pdf)

⁶ 中国による 2016 年 9 月 7 日付け半年次通報 (G/ADP/N/286/CHN)

会において適正な調査の実施を中国に対して要請し、また、個別のAD調査手続においても、公聴会に出席して政府としての意見を述べたり、政府意見書を提出したりしている。

(2) DS手続の活用

我が国は、後述の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置に関する紛争を2012年にWTO紛争解決手続に付託し(DS454)、中国によるADの運用(特に損害及び因果関係の認定)の問題点を争っていた。2015年に公表された上級委員会報告書(WT/DS454/AB/R, WT/DS460/AB/R)により日本の主張が全面的に認められた。(※詳細は下記[個別措置](1)参照)

[個別措置]

(1) 日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD措置

<措置の概要>

2011年9月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するAD調査を開始した。2012年11月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

本件において、最終決定の公告における事実の記載が不十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、中国の本件AD措置はAD協定に違反する可能性がある。

<最近の動き>

1 WTOパネル設置までの経緯

2011年秋、2012年春及び秋のWTO・AD委員会において、我が国は、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、中国の石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値製品であり、性能・グレードの劣る中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えることはあり得ないと

指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。その後も中国政府に対し、調査対象からの日本製品の除外を求めて働きかけを行う等、対話による解決を図ってきたが、上記のとおり中国はAD措置を行い、解決に至らなかったため、2012年12月、我が国は、本件AD措置について、中国に対しWTO協定に基づく協議要請を行った(DS454)。その後、協議の結果を踏まえ、2013年4月にパネル設置を要請し、翌5月にパネルが設置された。また、同年6月にはEUも本件についてWTO協定に基づく協議要請を行い(DS460)、同年8月に同様にパネル設置を要請し、同月パネルが設置された。

2 パネル及び上級委の判断

2015年2月に公表されたパネル報告書(WT/DS454/R, WT/DS460/R)では、中国による本件措置の決定は、損害及び因果関係の認定について、①因果関係の検討(AD協定3.5条)に際し、中国の国内製品の大半が輸入品よりグレードの低い製品であり、価格も大幅に異なるにもかかわらず、両者の市場における代替性の有無・程度の検討をしておらず、ダンピング輸入によって国内産業に損害が生じるメカニズムの説明が不十分であることからAD協定に整合していないと判断された。また、手続面でも、秘密情報の取扱い、重要事実の開示その他の点に不備があると判断された。他方、②価格効果の分析のうちダンピング輸入が国内製品の価格を「undercut」しているかどうかの検討(AD協定3.1条、3.2条)については、調査期間中のいずれかの時点で、かつ対象製品のうち一部のグレードについて輸入品の価格が国産品の価格を下回っていたことを示せば足り、輸入品が国内製品の価格に及ぼす現実の影響を検討する必要はない、③国内産業の状態の検討(AD協定3.1条、3.4条)は、国内産業の業績が悪化しているかどうかを判定すれば足り、業績悪化とダンピング輸入の関係を検討したり、輸入品と国内製品のグレードの違いを考慮したりする必要はない等、ダンピング輸入が国内製品の価格及び国内産業に及ぼす影響については、厳密な検討を求めなくてよいとする判断が示された。

そこで、我が国は、WTO 上級委員会への申立てを行い、①の判断の確認を求めるとともに、②について、価格効果分析においては、単に価格の「下回り」が認められるかといった形式的・表面的な検討ではなく、輸入品と国内産品のグレードの違いも考慮した動態的な分析が必要であり、また、③について、単に国内産業の業績が悪化しているかという判断だけでは足りず、業績の変動とダンピング輸入の関係性を検討すべきであり、その際には輸入品と国内産品のグレードの違いを考慮すべきであると主張した。

2015年10月に上級委員会報告書(WT/DS454/AB/R, WT/DS460/AB/R)が公表され、上級委員会は上記①～③に関する日本の主張を全面的に認め、中国に対して措置を協定に適合させるよう勧告した。同報告書は同年11月にパネル報告書と併せて採択された。中国は、2016年8月22日、同勧告に従い、AD措置を撤廃する旨を公表した。わが国としては、中国がWTO協定に整合的でないAD措置を行うことのないよう、今後も引き続き注視していく。

(2) AD協定不整合なサンプリング調査の実施（日本製光ファイバー母材及び日本製アクリル繊維に対するAD措置）

<措置の概要>

中国政府はそれぞれ関係する中国国内企業からの各申請を受けて、2014年3月に日本及び米国から輸入する光ファイバー母材に対するAD調査を開始し、2015年7月に日本、韓国及びトルコから輸入するアクリル繊維に対するAD調査を開始した。

<国際ルール上の問題点>

AD協定6.10条は、原則として、個々の知られている輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる産品のダンピング・マージンを個別に決定しなければならないとした上で、例外的に、関係する生産者等がその決定を行うことが実行可能でないほど多い場合に限り、統計上有効なサンプルを用いることを条件として、その検討の対象を合理的な数に制限することができる（サンプリング調査）と規定する。しかしながら、本件2件におけるAD調

査は、いずれも我が国の応訴企業が4社と少数であるにもかかわらず、中国の調査当局はサンプリング調査を実施しており、上記規定に整合しない懸念がある。

また、サンプリング調査が行われる場合、サンプルとして抽出されなかった生産者等が、自発的に情報を提出したときには、当該生産者等について、調査当局にとって不当な負担となるなどの場合を除いて、ダンピング・マージンを個別に認定しなければならないとされている（AD協定6.10.2条）。そのため、サンプリング調査が実施された場合には、その実施要件であるAD協定6.10条への整合性のみならず、AD協定6.10.2条の要件を満たした生産者等について個別のダンピング・マージンを認定しているか否かという点も注視する必要がある。

<最近の動き>

日本製光ファイバー母材に対するAD調査については、2014年9月に日本国政府から中国商務部に対して、AD調査におけるサンプリング調査に関する意見書を提出し、2014年秋のWTO・AD委員会においても、我が国は、本件で実施されたサンプリング調査はAD協定6.10条に整合的でない可能性があるとして慎重な判断を行うことを求めた。その後、2015年8月19日に課税賦課の最終決定がなされたが、サンプリング調査の対象とならなかった生産者等で、AD協定6.10.2条の要件を満たしたものについて、個別のダンピング・マージンは認められなかった。

日本製アクリル繊維に対するAD調査についても、2015年11月に日本国政府から中国商務部に対して、AD調査におけるサンプリング調査に関する意見書を提出したが、光ファイバー母材の件と同様、サンプリング調査の対象とならなかった生産者等で、AD協定6.10.2条の要件を満たしたものについて、個別のダンピング・マージンは認められなかった。

今後は、中国のAD調査に関してサンプリング調査が行われる場合、AD協定6.10.2条の要件を満たした生産者等に対して、個別のダンピング・マージンが認められるか注視していく必要がある。

(3) 日本製塩化ビニリデン (PVDC ポリマー) に対する AD 措置

<措置の概要>

2016年4月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本からの塩化ビニリデンの輸入に対するAD調査を開始した。2017年1月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、仮決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

AD協定3.1条は、国内産業の損害の決定に当たっては、ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響（量的効果・価格効果）について、実証的な証拠に基づく客観的な検討を行うことを求めている。このうち、価格効果を検討するに当たっては、著しい価格の下回り（undercutting）、価格の押し下げ（depression）又は価格上昇の抑制（suppression）があるかどうかを考慮しなければならない。この点に関して、WTO上級委員会は、調査当局は、対象輸出によって国内価格の著しい押下げ又は抑制が発生していると説明できること（explanatory force）を有しているかどうかを考慮しなければならないとし⁷、また、AD協定第3.2条は、調査期間の全体にわたって輸入製品の価格と国内製品の価格との関係における、価格の変化及び傾向に対する動態的分析を要求しているとする⁸。しかし、本件調査の仮決定においては、国内産品と被調査産品の価格自体の比較をしないまま値下げ幅を比較するなど、価格の変化及び傾向に対する動態的分析が行われていないという問題がある。

また、仮決定では、損害調査期間において、被調査産品が絶対量又は相対量において減少しており、他方で国内産業のシェアは伸び続けていたにもかかわらず、被調査産品の輸入が国内産業に損害を及ぼしていると認定できることの合理的な理由が示されていないという問題（AD協定3.1条、3.2条違反）、中国国内需要の伸びに比して国内生産者の生

産能力が著しく増加し、被調査産品の市場占拠率が減少した一方で国内生産者の市場占拠率が上昇し続けた状況において、被調査産品の輸入がいかにかして国内産業に影響を与えたのかについての十分な説明がないという問題（AD協定3.1条、3.4条、3.5条違反）も見受けられる。

<最近の動き>

日本政府は、2016年11月に行われた公聴会に参加し、本件調査に国際ルール上の懸念があることを指摘し、中国政府に対し慎重な調査を行うことを求めた。また、仮決定後の2017年2月、政府意見書を提出して上記<国際ルール上の問題点>で述べたような問題点について指摘した。我が国としては、本件調査の最終決定がWTO協定に整合して行われるよう、引き続き注視していく。

補助金

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、補助金協定第3条1項(a)及び(b)が定める輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を撤廃するとともに、開発途上国への特別な扱いを規定する同協定第27条中第10、11、12及び15項の各規定の適用を受ける権利を留保、同様に特別な扱いを規定する同条第8、9及び13項の各規定の適用についても求めない旨を約束した。

また、農産品に係る輸出補助金を維持及び導入しないことを約束するとともに、農業協定上、開発途上国に削減約束の対象外とすることが認められている一部助成（第6条第2項）についても削減の対象とすること、及び、本来は削減対象となる助成であるが少額であることをもって削減対象から控除しうるもの上限値であるデミニマス値を農業総生産額の8.5%までとすること（同協定上、先進国は5%、開発途上国は10%までとされている）を約束した。

⁷ Appellate Body, *China - GOES*, para. 136. (WT/DS414/AB/R)

⁸ Appellate Body, *China - HP-SSST*, para 5.159. (WT/DS454/AD/R, WT/DS460/AB/R)

〔補助金通報・問題点〕

補助金協定においては、特定性を有する補助金をWTOへ隔年に通報することが義務付けられており、補助金委員会の中で、通報が行われた補助金に関する審査が行われている。しかしながら、2001年のWTO加盟以降、中国が初めて通報を行ったのは2006年4月であり、その後もしばらく通報は行われなかった。これに対し、各加盟国は強い懸念を表明し、特に米国は、注意を喚起しても中国が通報しなかったとして、2011年10月、補助金協定第25.10条に基づいて、米国自らが調査を行った情報をもとにおよそ200にも及ぶ中国の補助金をWTOに逆通報した。この直後に中国はWTO加盟後2度目となる通報を行ったが、米国は中国の通報内容は、2005年から2008年までの期間しか対象としておらず、地方政府による補助金も含まれていない等不十分なものであるとして、中国との間で二国間の非公式協議を開催した。また、米国は2014年10月にも、補助金協定第25.10条に基づき、100にも及ぶ中国の補助金について2度目の逆通報を行っており、米国は、その後も中国から十分な補助金の通報が行われていないとして、補助金委員会の中で繰り返し懸念を表明している。

こういった事情を背景にして、中国は2015年10月に3度目の通報を行ったところ、本通報についても米国と協調して、透明性を確保するよう求めていく。更に、中国は、これまで地方政府の補助金について、通報してこなかったが、2016年7月に初めて、地方の補助金についても通報を行った。我が国は今後も米国と協調して、中国の中央政府・地方政府の補助金について透明性を確保するよう求めていく。

各加盟国は、通報が行われた中国の補助金に関しても協定整合性の観点から懸念を表明している。2006年10月の補助金委員会において、我が国は、米国、EU等とともに中国に対し、主に通報された補助金について補助金協定整合性等の観点から質問を行った。特に、これまで中国が通報した補助金の中には、WTO補助金協定で禁止され、中国が加盟時に撤廃を約束した輸出補助金や国内産品優先使用補助金に該当する疑いのあるものが含まれていたため、我が国は質問等を通じ補助金の内容の明確化を求めた。しかし、中国は、自国の補助金制度はWTO協定に整合的であるとの主張を繰り返すなど、自国の

制度についての一般的な概略説明を行うのみで、具体的なデータの提供等はなされていない。

WTO紛争解決手続においても中国の補助金は問題視されており、2007年2月には、米国及びメキシコが、WTOに通報された中国の補助金制度（多くは外資優遇策の一環としての税制優遇措置）の中に、補助金協定で禁止されている輸出補助金や国内産品優先使用補助金が含まれているとして、それぞれ二国間協議を要請し、我が国、EU、豪州、カナダが第三国参加を要請した（DS358、359）。

協議要請後、中国政府は、企業所得税法を改正（2008年1月1日施行）し、外資優遇税制の見直しに本格的に着手した。また、輸出を条件とした低利融資制度も廃止した。しかしながら、企業所得税法の改正に伴う実施細則の変更内容が不明確で、経過規定が存続する懸念もあり、米国及びメキシコの要請に基づき、2007年8月にパネルが設置された。同年11月、中国は、米国及びメキシコとの間で、2008年1月1日までにWTO紛争解決手続において提起されている補助金を撤廃するとの覚書を締結した。かかる覚書の締結によりパネルの審理は実質的に終了した。

2010年12月には、中国政府が供与する風力発電設備に対する補助金が、補助金協定で禁止される国内産品優先使用補助金に該当するとして、米国がWTO協定に基づく協議要請を行った（DS419）。米中間において協議の結果、2011年6月、米国は中国が当該補助金を廃止したと発表し、当該紛争は実質的に終了した。

また、2015年2月13日に、中国政府が実施している「実証基地・共通サービス基盤プログラム」は、拠点に入居する輸出企業に無償サービスや補助金などを供与しており、補助金協定で禁止される輸出補助金に該当するとして、米国は協議要請を行い（DS489）、我が国も協議への第三国参加を要請した。同年4月、パネルが設置され、我が国もパネル手続に第三国参加している。

更に、中国国内で製造された航空機については増値税が免除されている一方、輸入された航空機には増値税が課せられている税制措置がGATTの内国民待遇等に違反するとして、2015年12月に、米国が協議要請を行った（DS501）。2017年1月、米国は、中

国のアルミ地金に対する補助金について協議要請を行った(DS519)。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国側が加盟時の約束を遵守し、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、WTOの補助金委員会や二国間協議の場を通じて中国側に求めていく。

セーフガード

セーフガード措置条例

<措置の概要>

中国は、セーフガード措置の基本要素を規定した国内法制度として、2001年10月に開催された全国人民代表大会常務委員会において、対外貿易法の下に作成された「(中国)セーフガード措置条例」を採択、2002年1月に施行した。その後、4つのセーフガード調査・手続に係る規則(同条例の細則との位置づけ)が作成され、また2004年7月には同条例の設立根拠となる対外貿易法も改正される等、中国におけるセーフガード関係法制の整備は着実に図られてきた。

<国際ルール上の問題点>

しかしながら、これらの法制度において、セーフガード協定との整合性に疑義があると考えられる部分があり、また運用面においても、2002年4月に発動された鉄鋼製品に対するセーフガード措置(暫定及び確定措置)は、WTO協定と整合性していない点があった。具体的には、本条例では、予見されなかった事情の発展、代償措置の提供、公聴会手続に関する規定等がGATT及びセーフガード協定に整合的でないと考えられる。

<最近の動き>

我が国は、2006年に開催されたセーフガード委員会(各国法制質問)において、中国独自の規定(中国セーフガード規則第31条の対抗措置に係る規定)とWTO協定との整合性や中国国内の法制度(事情の

予見されなかった発展、セーフガード発動時の公共性の確保、代償措置に関する規定の明確化、モラトリアム規定の欠如等)に関する質問を行った。これに対して、中国政府からは、中国の制度はWTO協定整合的であり、(明文規定がなくとも)セーフガード調査を行う場合は、WTO協定及び国内法に則った適正な運用を行うとの回答を受けた。引き続きWTO協定との整合性が疑われる点に関しては中国側に説明を求めるとともに、今後セーフガードが発動された場合には、WTO協定整合性の観点から不適切な運用がなされないように引き続き注視していくことが必要と考えられる。

貿易関連投資措置

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、外国投資の認可にあたって付与される貿易関連の条件につき、GATT第3条違反となるローカルコンテンツ要求(国産品を一定比率以上使用することを義務づける)や、GATT第3条及び第11条違反となる輸出入均衡要求(原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない)等のTRIMs協定で禁止されている措置に加えて、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している。

更に特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後2年以内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の3,000万ドルから加盟1年後に6,000万ドル、加盟2年後に9,000万ドル、加盟4年後に1.5億ドルへ引き上げることを約束した。更に、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制(50%未満)の撤廃を約束した。

[実施状況・問題点]

上記約束に沿って、中国は2000年10月から2001年7月にかけて、外資100%企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営

企業法」、合併企業に適用される「中外合弁経営企業法」及びこれらの実施細則を改正し、輸出要求、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。上記の外資三法に加え、外資企業に対しては、2006年1月より改正・施行された新「会社法」が適用されている。

外資三法に関しては、2016年9月に一部改正が行われた。改正内容は、いずれも、これまで審査・認可事項とされていたものに関して届出管理を適用するというものである。

なお、2015年1月19日、商務部は、外資三法を統合し、会社法をはじめとする関連法令等の整合を図るなど時代の流れに沿った改正を加えた、「中華人民共和国外国投資法（草案パブリックコメント）」を発表し、2015年2月17日までパブリックコメントを募集していたが、その後は新たな動きはなく、未だ公布されていない。

上記のように、国内法はWTO協定に概ね整合的になるよう改正されたが、依然として協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置も見られ、これらは早急に是正されるべきである。2009年7月1日には、国内自動車産業の育成と省エネ対策を推し進めるため、工業信息化部により「新エネルギー自動

車生産企業及び製品参入管理規則」と「新エネルギー自動車生産企業参入条件および審査要求」が実施された。同規則では、各メーカーは参入に際し、研究開発機構の設置、製造する新エネルギー自動車の技術情報を開示すること等が求められており、引き続き運用について注視していく必要がある。また、2014年11月26日、発展改革委員会は、新エネルギー自動車に関して、「新設純電動乗用車生産企業投資プロジェクトと生産参入管理の暫定規定」を発表し、2014年11月26日から12月2日にパブリックコメントが行われた後、同委員会より、2015年3月13日、「新設純電動乗用車生産企業投資プロジェクトと生産参入管理規定」が発表され、再度同年3月28日までパブリックコメントが行われた。その後、2015年6月4日、同委員会より「新設純電動乗用車企業管理規定」（2015年第27号令）が公布され、2015年7月1日より施行された。今回の政策制定の目的は、業界障壁を取り払い、市場の優れた技術力を電動乗用車産業競争に参画させることとなっており、参入範囲は拡大した一方、研究開発能力やイノベーション要求は厳しく設定されることとなった。

<図表 I - 1 - 4> WTO加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改正事項
企業設立、パフォーマンスの要求等	『外商投資パートナー企業登録管理規定』（2010年3月）	★「外商投資産業指導目録」禁止類の業種、「合弁に限る」、「合作に限る」、「合弁・合作に限る」、「中国側マジョリティ」、「中国側相対的マジョリティ」などが明記される業種、または外資比率要求のある業種につき、外資パートナー企業の設立を禁止。 ※2014年3月1日に改訂されたが、その内容は、国内企業を含む全ての企業の管理方法が「年度検査」方式から「年度報告」方式への変更に伴うものであり、実質的な変更は無い。
	『外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度の整備に関する通知』（2011年2月）	★外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度を整備する。外国投資者の国内企業の合併・買収について、国家発改委・商務部がイニシアティブを取り、合併・買収の関連業種と分野によって、関連官庁と連携して合併・買収の安全審査を行う。

改正された法規	改正事項
『商務部の外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度の実施に関する規定』（2011年8月）	★商務部が外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度を実施する際の具体的な手続きについて規定する。
『外商投資性企業に関連管理措置をより一層改善することに関する通知』（2011年12月）	★外商投資性会社の国内ローンが国内再投資に使ってはならない。 ★地元の外貨管理局の審査・許可を得た上で、外商投資性会社の中国での合法的所得が国内投資に直接利用することが可能になる。（従来は所得を登録資本金にしてからはじめて国内投資に使える）

（注）2009年以前に改正された主な貿易関連投資措置については2013年版不正貿易報告書参照。

2015年3月10日、国家發展改革委員会・商務部令第22号により「外商投資産業指導目録（2015年改正版）」が公布され、2015年4月10日より施行された。「外商投資産業指導目録（2015年改正版）」の「目録」総計は423項目であり、その内訳は、奨励類349項目、制限類38項目、禁止類36項目である。2011年版との比較では、制限類が79項目から

38項目に、禁止類が38項目から36項目に減少している。2015年改訂版の目録において制限業種及び禁止業種に指定されている業種を整理すると＜図表I-1-5＞のとおりとなる（なお、2016年12月7日に2015年改正版の目録に修正を加えた目録に関して、パブリックコメントが行われている。

＜図表I-1-5＞ 『外商投資産業指導目録』に規定されている外国投資の制限業種及び禁止業種

	制限業種	禁止業種
農林牧水産業	1. 農作物の新品種の育成と種子の開発・生産（中国側マジョリティ）	1. 我国の希少特有優良品種の研究開発、養殖と栽培、関連繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む） 2. 農作物・種畜禽・水産種苗の遺伝子組換品種の選択育成及び遺伝子組換種子（苗）の生産 3. 我国管轄海域と内陸水域の漁業
採掘業	2. 特種、希有石炭の実地調査と開発（中国側マジョリティ） 3. 貴金属（金・銀・プラチナ）の実地調査と採掘 4. グラファイトの実地調査と採掘 5. リチウム鉱の採掘と選鉱	4. タングステン、モリブデン、すず、アンチモン、ホタル石の実地調査と採掘 5. レアアースの実地調査、採掘と選鉱 6. 放射性鉱物の実地調査、採掘と選鉱
製造業	6. 大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、チャ種油、ひまわり種子油、棕櫚油等の食用油脂加工（中国側マジョリテ	（一） 医療製造業 7. 「野生薬材資源保護管理条例」と「中国希少絶滅危惧保護植物目録」の中の漢方薬材料の加工

	制限業種	禁止業種
	<p>イ)、米・小麦粉・原糖の加工、ともしの高度加工</p> <p>7. バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル・オイル）の生産（中国側マジョリティ）</p> <p>8. 出版物の印刷（中国側マジョリティ）</p> <p>9. タングステン、モリブデン、すず（すず化合物除外）、アンチモン（酸化アンチモンと硫化アンチモンを含む）等の希少金属の製錬</p> <p>10. レアアースの精錬と分離（合弁、合作に限る）</p> <p>11. 自動車完成車、商用車とオートバイの製造：中国側の出資が 50%を下回らない、同一の外国投資者は国内で二社（二社を含む）以下の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）完成車製品の合弁企業を設立できる。中国側合弁パートナーと共同での国内その他自動車生産企業の合併の場合は、二社の制限を受けない。</p> <p>12. 船舶（ブロックを含む）の修理、設計と製造（中国側マジョリティ）</p> <p>13. 衛生テレビ放送地面受信設備及びその主要部品の生産</p>	<p>8. 漢方薬飲片の煎じ薬の蒸し、炒め、炙、焼成等の炮灸技術の応用と漢方薬秘製処方製品の生産</p> <p>(二) 石油加工、コークス製造、核燃料加工業</p> <p>9. 放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産</p> <p>(三) 専用設備製造業</p> <p>10. 武器弾薬の製造</p> <p>(四) その他の製造業</p> <p>11. 象牙彫刻</p> <p>12. 虎骨加工</p> <p>13. 画仙紙、墨の生産</p>
電力・熱エネルギー・ガス・水の生産と供給業	<p>14. 小規模送電網範囲内の、単機容量 30 万 kW とそれ以下の石炭蒸気圧凝縮火力発電所、10 kW とそれ以下の石炭蒸気凝縮・抽出通用火力発電所の建設、運営</p> <p>15. 人口 50 万人以上の都市ガス、熱エネルギー及び供給・排水パイプラインの建設・運営（中国側マジョリティ）</p>	<p>14. 大規模送電網範囲外内の、単機容量 30 万 kW とそれ以下の石炭蒸気凝縮火力発電所、20 万 kW とそれ以下の石炭蒸気凝縮・抽出通用火力発電所の建設、経営</p>
交通運送・倉庫・通信業	<p>16. 鉄道旅客輸送会社（中国側マジョリティ）</p> <p>17. 道路旅客輸送会社</p> <p>18. 水上輸送会社（中国側マジョリティ）</p> <p>19. 公務飛行、航空遊覧、撮影、鉱山探索、工業等汎用航空会社（中国側マジョリティ）</p>	<p>15. 航空交通管制</p> <p>16. 郵便会社、郵便の国内速達業務</p>

	制限業種	禁止業種
情報伝送、ソフトウェアとITサービス	20. 電信会社：增值通信業務（外資の割合が50%以下、イーコマースは除外）、基礎通信業務（外資比率は49%を超えないものとする）	
卸売、小売業	21. 食糧の買い付け、食糧、綿、大型農産品卸売市場の建設・経営 22. 船舶代理（中国側マジョリティ）、外国船貨物代理（合弁、合作に限る） 23. ガソリンスタンド（同じ外国投資者の投資による、30社以上の支店を有する、複数のサプライヤーからの商品を販売するチェーン店は、中国側がマジョリティであること）の建設、経営	17. タバコ、葉巻、処理した葉たばこ及びその他タバコ製品の卸売、小売
金融業	24. 銀行（単一外国金融機関及びそれに支配或いは共同支配される関連方を発起人或いは戦略投資者とする単一の中国資本商業銀行に対する投資比率は20%を超えてはならない。複数の外国金融機関及びそれに支配あるいは共同支配される関連方を発起人或いは戦略投資者とする出資比率は合計25%を超えてはならない。農村中小金融機関に投資する外国金融機関は銀行系金融機関でなければならない。） 25. 保険会社（生命保険会社の外資の割合が50%以下） 26. 証券会社（設立時は、人民元普通株、外資株と政府債権、会社再建の引き受けと推薦、外資株のブローカー、政府債権、会社債権のブローカーと自社運営に限定。設立満二年後に条件に適合する会社は業務範囲拡大の申請ができる；外資の割合が49%以下）。証券投資ファンド管理会社（外資の割合が49%以下） 27. 先物取引企業（中国マジョリティ）	
リースとビジネスサービス	28. 市場調査（合弁、合作に限る。中にラジオTVの聴取・視聴調査に関しては、中国側の持支配を要求） 29. 信用調査と格付会社	18. 社会調査 19. 中国法律コンサルティング（中国法律環境へ影響を与える情報の提供が除外）

	制限業種	禁止業種
科学研究、 技術サービス業	30. 測量会社（中国マジョリティ）	20. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用 21. 大地の測量、海洋の測量・製図、測量・製図航空撮影、行政区境界線の測量・製図、地形図編制、世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級及び省以下の行政区画地図・全国性教学地図・地方性教学地図・True 3D地図編製、ナビゲーション電子地図の編制、地域性の地質地図作製、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、リモートセンシング地質等調査
水利、環境、公共施設管理		22. 自然保護区と国際重要湿地の建設、経営 23. 国家保護の中国原産野生動植物資源の開発
教育	31. 高等教育機関（合作に限る、中国側主導） 32. 普通高等・中等段階の教育機関（合作に限る、中国側主導） 33. 幼児教育機関（合作に限る、中国側主導）	24. 義務教育機関、軍事・公安・政治・党学校等の特殊教育機構
衛生、社会サービス	34. 医療機関（合弁、合作に限る）	
文化、体育、エンターテインメント業	35. 放送番組と映画の製作（合作に限定） 36. 映画館の建設・経営（中国マジョリティ） 37. 大規模テーマパークの建設・経営 38. 公演ブローカー機関（中国マジョリティ）	25. マスコミ機関 26. 図書・新聞・雑誌の出版 27. AV製品と電子出版物の出版・制作 28. 各レベルのラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送網（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送網） 29. 放送テレビ番組の制作運営会社 30. 映画の制作会社・発行会社、映画館 31. ニュースウェブサイト、インターネット出版サービス、オンライン番組サービス、インターネットサービスの営業

	制限業種	禁止業種
		機関、インターネット文化の運営（音楽を除く） 32. 文化財オークションのオークション会社、文化財商店の経営 33. ゴルフ場、別荘の建設
その他		34. 軍事施設の安全と機能に危害を加える行動 35. ギャンブル業（ギャンブル類競馬場を含む） 36 風俗サービス業
	国家法律規定、中国が締結あるいは加盟している国際条約の規定により制限されるその他の産業	国家法律規定、中国が締結あるいは加盟している国際条約の規定により禁止されるその他の産業

（注）『外商投資産業指導目録』（2015年4月10日施行）による。

基準・認証制度

〔個別措置〕

（1）中国情報セキュリティ規制

＜措置の概要＞

中国では、2002年5月、中国強制認証（China Compulsory Certification）制度が創設され、同制度の対象品目には CCC マークの付与が義務付けられている。2008年1月、中国政府は、ファイアウォールやスマートカード OS 等 13 品目の IT セキュリティ製品を強制認証制度の対象品目に新たに追加する旨を発表した。一物品目の認証において、ソースコードの開示が必要とされていたことから、これに対し、我が国は、中国政府と二国間協議を行うとともに、米国、欧州、韓国とも連携して 2008 年及び 2009 年の TBT 委員会で懸念を表明した。これらの働きかけの結果もあり、中国政府は当該措置の改正を行い、最終的には 2010 年 3 月の TBT 委員会等で、当該措置が政府機関に適用されるものであり、国有企業の調達には適用されないことを発表した。なお、2010 年 5 月より、中国政府は IT セキュリティ製品

を対象とした当該措置を「国家信息安全製品認証」制度との名称で運用を開始している。

2013 年以降、中国政府は強制認証制度の改正を実施しており、例えば、認証プロセスに関し、製造工場のランク付けを行い、優良工場で製造される場合においては、初回工場審査を認証後に実施することが可能となったり、中国国内への立地が条件ではあるものの、外国資本による認証機関、試験機関の登録を認めたりするといった改正が行われている。

また、中国は、1999 年に、国家の秘密事項に当たらない情報を暗号化する技術や製品の輸入・生産・販売等を行う場合、国家暗号管理委員会商用暗号管理弁公室（OSCCA）の許可が義務付けられる商用暗号管理条例を公布した他、2007 年には、通信、金融・鉄道・エネルギー、政府機関、国家機密の 4 分類に関わるシステムにて用いられる IT セキュリティ製品を中国政府公安部が等級付け（1～5 等級）し、3 等級以上の場合には中国産をコア要素にすることを義務付けする情報セキュリティのレベル別保護管理法（Multi-Level Protection Scheme）を公布するなど、情報セキュリティ関連の規制を進めている。

＜国際ルール上の問題点＞

強制認証制度において、中国国外にある工場の場合には認証取得までに時間がかかる場合がある。こ

これは初回工場審査については海外の適合性評価機関による実施が認められていないためであるところ、当該問題点は、TBT 協定第 6.4 条（外国の適合性評価機関の国内における適合性評価活動への参加奨励規定）及び中国の加入に関する作業部会報告書パラグラフ 195（外国の適合性評価機関に対する内国民待遇の確保）、同パラグラフ 342、加盟議定書第 1.2 条に違反する可能性がある。

また、IT セキュリティ製品の強制認証、商用暗号管理条例、情報セキュリティのレベル別保護管理法については、政策目的に照らして不必要に厳格な規制となっており、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

製品安全、認証、標準化活動にかかる協力の覚書が 2007 年 4 月に日中間で結ばれたのを契機に、日中間の強制認証制度の円滑化に向けた議論を行ってきた。現状、日中間で実務者級協議を開催し、幅広く両国の制度に関する情報交換及び認証制度の運用に関する議論を行っているところ。今後とも、引き続き認証の運用面での課題改善を目的として協議を継続していく予定である。

IT セキュリティ製品の強制認証については、2010 年 3 月に当該措置が政府機関に適用されるものであり、国有企業の調達には適用されないことが確認され、我が国産業界への悪影響は基本的に払拭されたが、2009 年 11 月以降の TBT 委員会においては、IT セキュリティ製品の強制認証制度に加え、商用暗号管理条例及び情報セキュリティのレベル別保護管理法について EU 等と共に懸念を表明している。2016 年 11 月の TBT 委員会において、商用暗号条例及び情報セキュリティのレベル別保護管理法は改正予定である旨中国より表明されたが、引き続き、これらの情報セキュリティ規制について動向を注視し、不必要に厳格な規制とならないよう是正を促していく。

（2）中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制

<措置の概要>

2014 年 9 月 3 日、中国政府（銀行業監督管理委員

会、国家発展改革委員会、科学技術部、工業情報部）は、①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を 2019 年までに 75%に引き上げ、②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することを内容とする「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」（以下「指導的意見」という。）を発出した。

さらに、2014 年 12 月 26 日に、指導的意見を受け、銀行等が使用する情報通信技術に関連する製品やサービスに関して、中国国内の知的所有権に基づく製品の使用、中国独自の基準に基づく評価・認証、国境を越えたデータ流通の妨げとなる仕様の導入等を要求することを内容とするガイドラインをごく限られた一部の利害関係者にのみ発出した。続いて、2015 年 2 月 12 日には、関連要件において「国別差別」は存在しない等の文言を含む、ガイドラインの補足説明を公表した。

本指導的意見及びガイドラインは銀行業における情報技術製品に関する強制規格である蓋然性が高いが、いずれも TBT 通報がなされていないだけでなく、パブリックコメントの手続きにも付されていない。また、指導的意見及びガイドラインの補足説明は公表されているものの、最も重要なガイドラインは公開されていない。

<国際ルール上の問題点>

2015 年 2 月 12 日に公表されたガイドラインの補足説明には、関連要件において「国別差別」が存在しないと記載されているものの、一方で、未公表のガイドラインには、中国国内の知的財産権に基づく製品の使用を要求する規定が置かれているとされており、中国の規制を今後精査するとともに、運用を注視していく必要がある。

仮に、中国国内の知的所有権（中国民間人等が所有）に基づく基幹技術を用いた製品の使用が要求されている場合には、中国における銀行業に必要なセキュリティレベルが明確でないため、当該義務付けの正当性（なぜ、中国民間人・法人等が所有する中国国内の知的所有権使用が必須なのか）が不明であ

る。また、中国独自の評価・認証の内容によっては、その正当性についても同様に懸念が生じる。これらの義務は、中国民間人・法人等が所有する中国国内の知的所有権の使用許諾取得等の必要性や手続面からみて、正当な規制上の根拠に基づくものとは言えず、海外ベンダー等にとって相対的に不利な条件となる場合には、海外産品に対する不利でない待遇の確保（内外無差別の原則）を義務づける TBT 協定第 2.1 条に違反するおそれがある。加えて、これらの義務は、正当な目的（中国における銀行業に必要なセキュリティレベル）の達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定第 2.2 条に違反するおそれもある。

本規制は TBT 通報や公表がなされておらず、強制規格案等を事前に WTO に通報し、意見を募集することを義務づける TBT 協定第 2.9.2 条や利害関係者に制定されたすべての強制規格等を速やかに公表等することを義務づける同協定第 5.8 条等に違反するおそれがある。

<最近の動き>

2015 年 3 月 3 日、情報通信機器業界 5 団体が連名で、中国政府に対し本制度への懸念を伝達すべく意見書を提出した。また、同年 3 月 13 日、我が国政府からも中国政府に対して、わが国の懸念について申入れを行った。他、2015 年 3 月以降、TBT 委員会において、米国・EU・カナダと共同で本件に対する懸念を表明している。これを受け、2015 年 4 月、中国政府はガイドラインの施行を延期し、現在、ガイドラインの内容の見直し作業が行われている。引き続き、関係国・関係事業者と協力し、二国間協議、TBT 委員会を含む各種委員会や多国間会合の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

(3) 中国サイバーセキュリティ法

<措置の概要>

2016 年 11 月 7 日、中国政府がサイバーセキュリティ強化を図る新規定「サイバーセキュリティ法」の成立を発表した。本法は「サイバー空間の主権及び国家の安全の維持」を目的として、ネットワークの構築・運営やサイバーセキュリティの監督等に關

する新規制を含むものである。具体的には、(1) ネットワーク製品等に対し、新たに国家規格、業界規格の策定および、ネットワーク基幹製品について販売及び提供時のセキュリティ認証を義務化、(2) クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの技術の進歩に伴うネットワークデータの安全のため、①公民の個人情報の保護、②重要情報インフラ（公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府等）の事業者による個人情報及び重要データの中国国内保存（個人情報等のデータの海外持ち出しは安全評価が必要）、などを規定している。

<国際ルール上の問題点>

本法では、ネットワーク基幹製品、サイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性認証手続きが定められるものと考えられるが、本法に基づく規制については TBT 通報がなされておらず、強制規格案等を事前に WTO に通報し、意見を募集することを義務づける TBT 協定第 2.9.2 条に違反すると考えられる。

なお、国家規格や業界規格の具体的な内容は法に記載されておらず、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格に基づかない場合や、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT 協定 2.4 条、2.2 条に違反する可能性がある。

また、中国は WTO 加盟時に、電気通信サービス、金融サービス、コンピュータ関連サービス等、関連しうる分野の多くで内国民待遇の制限を行わない事を約束していることから、重要情報インフラの運営者が保有する個人情報等の定義が不明確であり、アクセスデータ等を含んだデータを国内保存する場合、マーケティング活動の問題となり得ることや、当該データの海外持ち出しも、具体的な措置の内容が、個人情報保護のために必要な範囲を超えて規制がなされる場合には、GATS の内国民待遇義務違反となる可能性がある。

<最近の動き>

サイバーセキュリティ法については、法案段階の2015年8月5日、情報通信関係業界等6団体が、中国政府に対してパブリックコメントへの意見書を提出すると共に、日本政府からも中国政府に対して同手続きにおける意見書を提出した。また、2016年7月の二次審議稿公表時のパブリックコメントにおいても、情報通信関係業界4団体及び日本政府から、意見書を提出した。しかし、成立後のサイバーセキュリティ法には、日本政府等からの意見内容の多くが反映されていなかったことから、2016年11月11日、日米欧等産業界41団体から中国政府宛に意見書を提出した。その他にも、二国間協議等の機会を捉えて本法への懸念の表明を行っており、今後も本法に基づく規則の策定動向を引き続き注視するとともに、中国に対し是正を促していく。

(4) 電子情報製品汚染予防管理法

<措置の概要>

中国政府は、2007年3月から、「電子情報製品汚染制御管理法」に基づき、6種の有害物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニール（PBB）、ポリブロモジフェニールエーテル（PBDE））について、電子情報製品（ラジオ、テレビ、コンピュータ、家庭用電子製品等）への①含有有無の明示と②適合マークの表示を行う義務を課してきていた。

2010年7月、中国政府は、対象製品を電気製品にも拡大するとともに、6種の有害物質の使用を制限するための新たな認証制度（合格評定制）の導入を骨子とした改正法案「電子電気製品汚染制御管理法」を公表。その後、2012年6月と2015年5月の2回にわたり改正法案が公表され、最終的に2016年1月、「電器電子製品有害物質使用制限管理法」（以下、「改正管理法」という）が公布された。しかしながら、有害物質の使用制限や適合評価の管理に関する詳細については、別途、「電器電子製品の有害物質使用制限の達成管理目録（第17条）」、「合格評定制（第18条）」が制定される形となっており、詳細は明らかにされなかった。

その後、中国政府から、改正管理法は2段階で

実施するとの方針が示された。具体的には、2016年7月から、第1ステップとして「有害物質の含有表示義務」のみ適用し、その後、第2ステップとして「有害物質の含有制限」が、「達成管理目録」（含有製品の対象製品等を規定）、「合格評定制」（適合評価制度）を制定した上で実施（時期未定）される計画になっている。

<国際ルール上の問題点>

2016年7月、第1ステップである「有害物質の含有表示義務」の適用が開始されたが、本件規制対応に必要な実務手続や規制内容の詳細が記されたFAQ（質疑応答集）の公開が適用開始の1ヶ月半前であったため、事業者が短期での対応準備に追われるケース等が生じた。

現在、中国政府において、第2ステップである「有害物質の含有制限」の導入に向けた準備が進行中であり、規制対象製品の範囲や適合評価手続の具体的内容が検討されている状況。過度な規制で事業者の対応に混乱が生じ、貿易を阻害する要因にならぬよう、案の策定段階から、事業者等の意見を十分に聴取の上、合理的かつ明確なルールが整備され、十分な準備期間が設けられるよう、引き続き注視していくことが必要。

<最近の動き>

2015年11月以降、TBT委員会の機会を利用し、中国側に、①事業者等からの十分な意見聴取、②規制対象や適合評価手続の明確化、③自己適合宣言の導入、④十分な準備期間の設定、を要望してきている。今後も、TBT委員会を始め、様々な協議の場を通じ、貿易の阻害要因とならない公平で開かれたルールの作成及びその適切な運用を働き掛けていくことが重要である。

(5) 化粧品新原料規制

<措置の概要>

中国政府の国家食品薬品监督管理局（SFDA、2013年3月から国家食品薬品監督管理総局、CFDAに改組。）は、2009年12月、化粧品の安全確保による消費者保護を目的として、「化粧品行政許可申告受

理規定」（以下、「本規定」という。）を公表した（施行は2010年4月。TBT 通報は2010年3月に行われた。）。これにより、化粧品生産業者または輸入業者は、化粧品新原料の使用時又は初回の輸入前にCFDAに許可申請を行い、CFDAの審査を受ける必要が生じた。

CFDAは、2011年5月、化粧品新原料の申請及び評価を行う際のガイドラインとして、「化粧品新原料申請及評価指南」（以下、「本ガイドライン」という。）を公表した（施行は同年7月。TBT 通報は同年6月に行われた。）。本ガイドラインにより、化粧品新原料の定義、遵守事項、申請手続、評価原則等が一定程度明確化された。

本措置は導入後5年間が経過しているが、新原料の登録実績は世界中からの申請で4件に過ぎず、新原料を含む化粧品の生産及び輸出ができない事態が継続している。その他、本措置に関し、我が国は以下の懸念を有している。

まず、本ガイドライン第3条（Ⅱ）2（2）によれば、新原料は複合物質であってはならないとされており、単一物質での申請、安全性評価を要求している点である。植物エキスや発酵液等の中には、実質的に溶媒と新物質に単離困難な原料があることや、また、仮に単離したとしても、その工程中に化学的变化が起り、実際に化粧品に配合される原料とは別の物質になる可能性があり、安全性の適正評価とはならない。日米欧を含む多くの国と同様に、最終製品に配合されているものと同物質で申請を行うことが、新原料の安全性確保の観点からも望ましいと考えられる。

また、情報開示及び情報公開にも改善の余地がある。中国政府は、新原料の審査において、製造工程における手順・反応プロセス・反応条件の詳細等の企業秘密にかかる内容の開示を要求するケースがあるほか、審査終了後、当該情報をSFDAのウェブサイト上に掲載した事例がある。CFDAは2014年1月に、2014年4月以降の新規原料許可の運用規定変更に関するパブリックコメントの募集を行っており、新原料の許可を企業毎の許可と規定し、4年間は製造方法等の企業秘密を告示しない等の考え方を示すと共に、2月にWTO-TBT 通報が公開されている。これにより情報開示及び情報公開の改善が行

われ、新原料許可が加速化される可能性があるものの、詳細については不明な部分も多い。

他方、2015年7月、本規定の上位法令である「化粧品衛生監督条例」の改正案（改正後は化粧品監督管理条例）が公表され、高リスクの物質については登録対象とし、低リスクの物質については届出のみとする制度の導入が検討されている。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定2.2条及び5.1.2条において、「強制規格及び適合性評価手続は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。上述のとおり、中国政府は、本規制案の目的は、化粧品の品質安全の確保と主張しているが、新原料の登録が進まない点については合理的理由を説明していない。また、単一物質の申請・安全性要求をはじめとする本措置は、政策目的に照らして必要以上に貿易制限的である疑義があり、これらの条文に違反する疑義がある。

<最近の動き>

我が国は、2011年6月のTBT 通報に対して、また2012年6月には中国政府のTBT 照会所に対して、懸念を表すコメントを送付した。また、2011年11月以降のTBT 委員会においても、TBT 協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、科学的根拠のない規制は緩和し、審査基準・審査手続を明確化すべきことを要望してきている。なお、当該委員会においては、米国及び欧州も同様に懸念を表明している。

我が国としては、2015年7月に公表された「化粧品衛生監督条例」の改正案と本規定との関連も視野に入れ、本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めている。

（6）化粧品ラベル規制

<措置の概要>

2014年11月15日、中国化粧品表示規則が公布され、12月12日付で国家食品薬品監督管理総局（CFDA）よりTBT 通報がなされた。施行日は2015年

7月1日を予定。本法の目的は、化粧品市場の監督管理を強化し、消費者の権益を保護することである。本法案の主な内容は以下の通りである。

- ① 化粧品ラベルを貼り付けや、切り取り、修正の方法で修正、補足してはいけない。
- ② 生産者名、全成分表示、品質保証期限等の記載事項をラベルへ記載しなければならない。記載事項に、実際の生産加工者も含まれる。
- ③ 効果効能試験の結果を製品に表示した場合、当該試験の詳細が記載されたレポートが、CFDAが指定したホームページで公示され、監督を受けなければならない。

<国際ルール上の問題点>

②については、ラベルに生産者の名称等を記載することを要求する目的は、違法製品の法的責任を追究しやすくするためと説明されているが、消費者にとっては、品質問題等があった場合にその責任を負う者が誰であるかが重要な情報と考えられるところ、品質責任を法的に担保する企業の記載のみで足り、実際の生産加工者の記載までを要求する必要性は説明されていない。よって、その措置の目的に照らして必要以上に貿易制限的であり、TBT協定2.2条に違反する可能性がある。

また、③については、効果効能試験の詳細を記載したレポートをホームページで公開することにより、消費者に対する情報提供と、企業による商品の技術内容の向上を促すことが目的とされている。しかしながら、効果効能試験のレポートの詳細を知らないことによって、消費者が購入する際に適正な判断が妨げられていること等、当該情報の提供を強制する必要性が説明されていないので、目的に照らして必要以上に貿易制限的であり、TBT協定2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本法案のTBT通報に対して、2015年1月に中国政府のTBT照会所に対して、懸念を表明するコメントを送付した。また、2015年3月以降のTBT委員会や二国間での働き掛けを積極的に行い、本法案の改善を求めている。

- ①の規制については、条文上は、現在認められて

いる貼り付けによるラベルが引き続き認められるか否か直ちに明らかではないが、貼り付けによるラベルが禁止され、印刷によるラベル表示が義務付けられるとすれば、貼り付けによるラベルが禁止された後は、中国向けについては、中国専用のパッケージを最初から製造しなければならない。このため、中国のTBT通報に対して送付したコメントにおいて、引き続き貼り付けによるラベルを認めることを明示的に規定するよう要請している。

貼り付けによるラベルを禁止する目的として、違法企業がラベルを何度も貼り直すことを防ぐことが謳われているが、剥がれにくい貼り付けによるラベルでもその目的を達成することはできると考えられるので、印刷表示以外を認めないのであれば、必要以上に貿易制限的であるとしてTBT協定2.2条に違反する可能性がある。2015年6月のTBT委員会において、中国より、貼り付けによるラベルは引き続き認められる旨の発言があり、当初の施行日であった2015年7月1日経過後も施行は延期されている。中国からは、本規定の上位法令である「化粧品衛生監督条例」の内容に従って本法案も見直されたとの説明があったことから、化粧品衛生監督条例（改正後は化粧品監督管理条例）の改正状況も確認しつつ、貼り付けによるラベルが継続的に認められることが確実となるかどうかを注視すると共に、その他の懸念点（実際の生産加工者の表示、効果効能試験の詳細レポートのホームページでの公開）についても、TBT委員会や二国間での働き掛けを積極的に行うことにより、改善を求めていく。

(7) 化学物質規制

<措置の概要>

2010年10月15日、「新規化学物質環境管理弁法」が施行された。中国国内の新規化学物質の生産・輸入の管理のために、生産前・輸入前の申告を義務付けるものである。生産前・輸入時の申告対象となる新規化学物質とは、中国現有化学物質名録に記載のない化学物質を指す。

本法では、生分解性試験（活性汚泥等の微生物源により、化学物質が一定期間に分解される割合を測る試験）、魚類急性毒性試験（化学物質に一定時間暴

露された魚類の致死率を測る試験)及びミミズ急性毒性試験(化学物質に一定時間暴露されたミミズの致死率を測る試験)の3つの生態毒性試験は、中国国内で飼育繁殖された生物を用いて、中国国内で実施することが要求されている。化学物質の安全性試験については、OECDの定めるテストガイドライン(OECDテストガイドライン)が国際的に使用されているが、OECDテストガイドラインでは、これらの生態毒性試験に使用する生物種の出産地および試験所の所在国を指定してはいない。

本法に対応するためには、国際ガイドライン(OECDテストガイドライン)等に従って取得した試験データを保有していたとしても、中国国内で飼育繁殖された生物種を用いて中国国内でデータを再取得することが必要となり、円滑なビジネスの遂行に支障をきたしている。

＜国際ルール上の問題点＞

上記の3つの生態毒性試験については、中国国内で飼育繁殖された生物種を用いて中国国内で実施することが定められている。しかしながら、同一の生物種の生態的特性が原産地により異なるとは通常考えにくく、仮に同一の生物種の生態的特性が飼育繁殖条件により異なるということであれば、試験に用いる生物種の飼育繁殖条件を指定すれば良いと考えるところ、中国は、中国国内で飼育繁殖された生物種を用いて試験を実施しなければならない理由を説明していない。特に、上記3つ以外の生態毒性試験(藻類生長阻害試験等)には同様の条件は定められておらず、生態毒性試験の種類で条件を異ならせている理由も説明されていない。これらの理由について合理的な説明ができない場合は、適合性評価手続きが必要である以上に嚴重なものであってはならないという、TBT5.1.2条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2014年2月、日本の化学業界からミッションを派遣し、中国当局へ制度の改善要求を実施した他、同年11月以降、2016年3月まで、TBT委員会開催中の二国間会合の場を活用し本制度に関する懸念を中国側へ表明した。また、2016年4月には、約4

年ぶりに開催された第3回日中化学産業政策対話において両国の化学品管理に関する情報共有がなされたとともに、民間側から懸念を有する制度の改善要求を行った。更には2016年9月と12月には中国側の新規化学物質環境管理弁法の改正、危険化学品安全法の制定に向けた、我が国における類似の化学品管理規則の説明会を官民の専門家により実施し、懸念の是正を含めた情報交換を行った。今後、引き続き、二国間の政策対話やTBT委員会やその他のチャンネルを通じて制度改善を促していく。

サービス貿易

〔加盟に伴う約束〕

WTO加盟前の中国では、主要なサービス分野における外資企業の参入は厳しく制限されており、例えば、流通業については限られた大都市と経済特別区において小売業の試験的な進出が認められている程度であり、電気通信業については外資企業の参入が禁止されていた。

加盟交渉の結果、中国は、各サービス分野について、外資企業に係る地理的制限や出資比率上限等の規制を、加盟後およそ5年以内に段階的に緩和、撤廃していく旨の自由化約束を行った。

〔実施状況・問題点〕

以下に記すとおり、現在に至るまで加盟約束が完全に履行されていない状況も見受けられ、中国政府には今後更なる対応が求められる。

〔個別措置〕

(1) 流通

＜措置の概要＞

中国は、WTO加盟約束に従い、2004年6月1日に「外商投資商業領域管理弁法」を施行し、流通分野において段階的に外資制限や地理的制限を撤廃してきた。しかし、外国事業者は、本、新聞、雑誌及び音響映像製品の流通に従事できないか、又は内資

企業に比し登録資本、操業期間、取り扱える出版物等の点で不利な扱いを受けている。

＜国際ルール上の問題点＞

中国はWTO加盟時に、小売の30店舗以上のチェーンストアを除き、本、新聞、雑誌の流通について、加盟後3年以内（小売業は1年以内）に外資制限を撤廃、自由な流通を認めることとしており、中国の上記規制措置は加盟約束に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

本件措置に関し2007年4月、米国は中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施したが、協議では解決に至らず、同年11月のWTO紛争解決機関合会でパネルが設置された（我が国及びEU等が第三国参加。詳細は、本章「貿易権」を参照）。最終的に上級委まで争われるも2009年12月に中国の協定義務違反が確定した。履行措置期間は2011年3月までと設定されていた。

電子出版物については、2008年2月、新聞出版総署が新しい「電子出版物出版管理規定」を公布、「外商独資（外資100%企業）、中外合弁（外国企業と中国企業とが出資して設立される企業）、中外合作企業（中国側と外国側がそれぞれ出資方法、利益の配分、資産の分配等を予め契約に定め設立する企業）が電子出版物の総卸売、卸売業務に従事してはならない」という条項は削除された。

図書、新聞、雑誌に関しては、2011年3月に、新聞出版総署が出版管理条例（2001年）の改正を公布・施行し、中外合弁、中外合作、外商独資企業による「発行」業務が追加された。さらに、国家改革发展委員会・商務部は、2011年12月に「外商投資産業指導目録（2011年改正）」を公布し、2012年1月から施行されている。その中で、図書、新聞、雑誌の総発行・輸入業務、音響映像製品及び電子出版物の輸入業務及び電子形式による音楽流通サービスが禁止類（投資不可）から削除され、制限類（特別な許認可取得の上、投資可能）にも含まれていないことから、容認類（一般的な許認可取得の上、投資可能）になったと考えられる。2015年4月10日に施行された「外商投資産業指導目録（2015年改訂

版）」においても、また、2016年12月7日に公表されたパブリックコメントにおいても、図書、新聞、雑誌、音響映像製品、電子出版物の輸入業務は制限類、禁止類に含まれていないものの、今後の施行状況を引き続き注視していく必要がある。

（2）建設、建築・エンジニアリング

2016年版不正貿易報告書49-50頁参照

（3）電気通信

＜措置の概要＞

中国では「電信条例」（2000年9月公布、2014年8月、2016年2月改正）により、電気通信サービスが基礎電信業務（公共ネットワークインフラ、公共データ伝送、基本音声通信サービスを提供する業務）と付加価値電信業務（公共ネットワークインフラを利用して電気通信・情報サービスを提供する業務）に分類され、電気通信サービスの提供には「電信業務経営許可証」が必要となる。

外資の電気通信サービス参入については、電信条例に基づき制定された「外商投資電信企業管理規定」（2001年12月公布、2008年9月、2016年2月改正）及び「電信経営許可管理弁法」（2009年3月公布）により参入条件が規定されている。

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域、最低資本金等の制限を段階的に緩和している。現在、サービス提供地域の制限は撤廃されているが、出資比率は、基礎電信業務については49%以下、付加価値電信業務（電子商取引を除く）については50%以下と規定されている。基礎電信業務及び付加価値電信業務の内容は、2015年12月に改訂された「電信業務分類目録」に具体的に列挙されている。しかしながら、これらのうち、実際に外資が提供できているサービスは限定的であり、結果として、中国に参入している日系通信事業者を含む外資系通信事業者が、現地日系企業等からの要望も高いデータセンターサービス、インターネット接続サービス等を提供することは事実上難しい状況にある。

この点、2010年5月、国务院は「民間投資の健全な発展を奨励・指導することに関する若干の意見」

を公布し、民間資本が資本参加の形で基礎電気通信の運営市場に参入することを認めている。また、2012年12月に開催された2013年全国工業・情報化工作会议では、移動通信の再販業務やアクセス網業務の試行への民間参入を推進することを表明している。特に、移動通信の再販については、工業・情報化部が2013年5月に発出した「移動通信再販売業務の試行展開に関する通告」により試行的に実施されているが、試行申請の要件としては「海外上場会社の場合には外資等の株式割合が10%以下で筆頭株主が中国の投資者であるときに限る」とされている。

WTO加盟時の約束に沿った電気通信事業の基本法たる「電信法」は2017年2月現在、未だ公布・施行はされていない。

<国際ルール上の問題点>

WTO加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟時に以下のような約束を行い、国内制度上も対応を図っている。

- ①基本電気通信サービス（公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等）のうち、国内・国際電話等のサービス：外資出資上限49%
- ②移動体通信サービス：外資出資上限49%
- ③情報・データベース検索等の付加価値サービス：外資出資上限は50%

一方で、関連する規制措置の運用に関しては、その公平な態様での運用を定めたサービスの貿易に関する一般協定（GATS）第6条（国内規制）の規律に違反している可能性がある。また、中国は同時に電気通信に関する参照文書についても約束しているところ、「免許条件の公の利用可能性」等約束事項への違反がないか、注視する必要がある。

<最近の動き>

我が国は最低資本金規制の撤廃、外資規制の撤廃・緩和等に関して、WTOドーハ・ラウンド交渉、日中経済パートナーシップ協議、中国TRM等を通じ、中国に対し要望・加盟約束の履行を促してきたが、今後は日中韓FTA及びRCEPといった通商枠組において電気通信サービスの規制状況を注視する必要

がある。また、外国産ドラマ・アニメの放送・コンピュータ関連サービスなどの隣接サービスにもWTO上の約束に反する形で通信サービスの規制が過度にかかってくることにならないか、注意が必要である（※）。

なお、工業・情報化部が2015年6月19日付で公布した「オンラインデータ処理と取引処理業務（経営類電子商取引）の外資持分比率制限の開放に関する通告」（工信部通[2015]196号）により、従来50%が上限とされた外資持分制限が撤廃された。

「電信業務分類目録」は2003年の施行以来見直しが行われず、飛躍的な発展を遂げた電気通信サービスの実態をカバーした内容ではなかったが、2013年4月に改正案に対するパブリックコメントが募集され、2015年12月に改訂版が発表された（2016年3月施行）。なお、当該改訂版「電気通信業務分類目録」において、移動通信の再販は基礎電信業務として明確に分類されており、その商用サービスの開始に際しては、外資の出資比率の上限は49%となることが想定される。

（※）外国産ドラマ・アニメの放送・配信に関する規制

2006年9月からプライムタイム（17～20時）における海外アニメの放送を禁止しており、また2008年5月からは、この禁止時間が21時まで延長されている。また、同時間帯以外でも中国産ドラマ・アニメと外国産ドラマ・アニメの放映比率が定められている等、外国産ドラマ・アニメの放送に係る総量規制が存在する。また、毎年2回（1月、7月）、国家新聞出版广电总局（中国のラジオ・テレビ放送、映画などのメディアを統括し、関連政策、規制などをつかさどる国务院直属の機関。以下「广电总局」という。）が外国産コンテンツの輸入審査を行っているようであるが、その審査基準が不明確であり、中国へのコンテンツ輸出の大きな障害となっている。2012年2月、广电总局は、「海外テレビドラマ・映画の輸入及び放送への管理通知」を施行し、50話以下のドラマ作品のみ輸入申請を認めることとするなど海外のコンテンツ作品の輸入審査・放送管理を強化している。

インターネット上の動画についても、广电总局が

2014年9月に発出した「ネット上の海外映画・ドラマ管理の確実な実施の更なる推進に関する通知」(204号文件)において、各動画サイトが年間で輸入・放送する海外映画・ドラマは前年度に購入し放送した国産映画・TVドラマ総数の30%を超えてはならないことなどが規定されているほか、向こう一年間に配信する予定の全ての海外映画・ドラマを広電総局に審査申請し、事前に許可を受けなければならない等の規定が存在する。

また、2015年3月31日、文化部は、「未成年を違法犯罪に導き、暴力・ポルノ・テロ行為・社会道徳に害を与える内容のアニメ作品を規制対象とする」旨のプレスリリースを行い、同年6月9日、規制対象となる作品リストが公表された。これは、中国の2つの管理規定(インターネット文化管理暫定規定、インターネット視聴番組サービス管理規定)および規定内に定められた審査基準に基づき、各地の法執行機関が審査した結果であるとし、規制対象となった作品は配信停止が求められた。本規制は、国内外のアニメ作品を対象としているが、公表された規制対象リストでは、その全てを日本作品が占めた。このように、インターネット上の動画配信についても管理が強化されつつあるといえる。

2016年6月20日、広電総局は「放送テレビ番組の自主イノベーションの推進強化に関する通知」を公布した。この第三項には、衛星総合チャンネルで海外フォーマット番組を放送する場合には、2ヶ月前までに省新聞出版広電局に届出を行い、省新聞出版広電局での審査同意後、広電総局に届出を行う必要があること、19:30~22:30に放送する海外フォーマット番組は毎年2番組を超えてはならないこと、新たに放送する海外フォーマット番組(新番組)は、毎年1番組を超えてはならず、一年目は19:30~22:30に放送してはならないことが規定されている。

(4) 金融

① 保険

<措置の概要>

2006年6月、国務院は、WTO加盟時の約束を果たし、対外開放を進める旨の記載のある「保険業の改

革及び発展に関する10の提言」を公表したが、外資系保険会社に対する認可に係る期間が長期化している等、免許・支店(現地法人含む)・商品等の認可に係る行政手続の透明性に課題がある。

2010年5月4日、外資が中国地場保険会社に資本参加することに関し、中国保険監督管理委員会(以下「保监会」という)は『保険会社持分管理弁法』を公布した。それによると、外資株主の出資・資本参加比率が会社登録資本金の25%を満たさない保険会社の場合は、以下の条件を満たせば、単一株主(関連側も含む)による20%超の出資が認められることとなった。具体的には、外国金融機関が単一株主として保険会社の15%以上の株式を保有し、または15%未満の株式を保有しているが、保険会社を直接または間接に支配できる主要株主で、継続的な出資能力を持ち、直近3年の会計年度で黒字決算となっていること、純資産が2億元を下回っていないこと、良好な信用を持ち、かつ業界をリードする地位にあることが単一株主の資本参加率上限を外すための条件として示されている。

また、『保険会社持分管理弁法』の第5条(外資出資比率または持株比率が25%以下の保険会社について、2以上の保険会社が同一機関の支配下にある場合には、利益の衝突または競争関係のある同類の保険事業を経営してはならない)にて、いわゆるダブルライセンスを禁止しているが、上述の支配基準について明確な基準が現時点で示されていないという問題がある。

また、再保険業務につき、2009年10月より実施された新しい『保険法』は「国内優先再保険」の関連規定を削除した。これに応じて、2010年5月21日に改正された『再保険業務管理規定』(保监会、2005年)も内容が調整された。これにより、外国保険会社が「国内優先再保険」に規制されなくなり、中国地場保険会社と平等に競争できるようになった。しかしながら、外国保険会社は保监会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止されている(第23条)。

<国際ルール上の問題点>

自動車保険については、2006年7月1日より正式に自動車交通事故責任強制保険条例が施行され、

強制保険と任意保険が分離して運用されるようになり、複数の外資損保会社が任意自動車保険の認可を取得した。しかし、外資損保会社が任意保険を扱う場合には、強制保険を国内保険会社で別途手配しなければならないため、内資保険会社と比較した場合競争上不利であった。

2006年12月には、保監会は外資系保険会社に対し、「外資系保険会社とその関連企業の再保険取引情報開示の強化に関する通達」を発表。2007年1月1日より実施され、外資系保険会社の情報開示が一段と要求されるようになった。外資系保険会社は、中国地場保険会社と同等な待遇を享受していない可能性があり、上記規定は加盟約束違反である可能性がある。外資生保企業が中国に参入する場合、合資企業の設立が義務付けられており、外資の出資比率は50%が上限となっている。なお、支店・現地法人の設立認可に関しては、経済上の需要の考慮や免許発給数量的制限なしに免許が発給される旨約束しているにもかかわらず、外資系保険会社に対する認可については標準処理期間を大きく超える事例が見られ、実質的に外資系保険会社の参入が制限されている場合、加盟約束に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

これらの措置について、我が国は2009年10月のサービス貿易理事会（中国 TRM）で制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ったが、満足な回答が得られていない。上記のとおり、『保険法』の改正により、外国保険会社が中国の再保険市場で業務を展開する場合に『保険法』の規制がなくなった。さらに、2015年10月19日、「中国保険監督管理委員会『保険会社開催保険類機構設立管理弁法』等八部規章改訂に関する決定」（保監会令2015年第3号）により、「再保険業務管理規定（2015改訂）」が公布され、旧第23条の「外資保険会社は中国保険監督委員会の批准を得ない限り、関連会社との再保険取引をしてはならない」という規定が削除された。しかし、中国国内の再保険業務はまだかなりの部分が「人脈」で取るため、短期的には中国地場企業の独占状況は変わらないと予想される。

自動車保険に関しては、2011年8月、保監会は

「自賠責保険制度の構築推進」と題するプレスリリースを発出し、「外資開放を積極的に研究する」旨述べた。続けて、2012年2月、中国国家副主席と米大統領の面会時に発表された米中共同ファクトシートにおいて改めて対外開放の方針が示された。そして、2012年5月、自賠責保険制度の対外開放が実現した。日系損保会社については、2014年4月及び同年5月に保監会より自賠責保険の取り扱いに必要な2段階の認可のうち1段階目の経営範囲変更認可を取得し、同年11月には一部の日系損保会社が2段階目の商品販売認可を取得し、自賠責保険の取り扱いを開始した。更に、2016年1月13日、国务院第119回常務委員会により「一部行政法規改正に関する決定」（国务院令666号）が採択され、2016年2月6日に公布された。同決定第50条により、これまで自動車交通事故責任強制保険の従事には保険監督管理委員会の承認が必要であったが、今後は保険会社であれば承認を経ずに従事できるように改正された。

②銀行

＜措置の概要＞

人民元業務に関して、2006年12月より「外資系銀行管理条例」及び「外資系銀行管理条例実施細則」が施行されるとともに、「外資系金融機関管理条例」（2001年公布）は廃止され、外資系銀行に対する人民元業務は開放された。

もともと、外資系銀行が中国の個人向けに全面的に人民元業務を行うにあたっては、現地法人化することが実質的な条件となっているほか、外国銀行支店の中国国内個人向けの人民元業務については1口当たり100万元以上の定期預金に限られている。なお、外国銀行の支店から現地法人に変わると中国の銀行と立場が同じになるが、その結果、「1つの企業向けの融資は銀行の資本残高の10%以下」などの規制が新たに課されることになる。

また、中国当局は不動産や株式への投機的資金（ホット・マネー）の流入を防ぐために外貨流入に制限をかける外債枠規制を設けており、総量規制としての一定の効果はあるが、企業の資金調達に支障が生じる場合には、中国経済の健全な発展に影響を及ぼす懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

中国は加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃するとしており、外資系銀行に課される業務展開の条件等は加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2010年9月、米国は、中国が人民元建てのカード決済を中国国内の業者に独占させ、外国のカード会社の参入を認めていない状況が、WTO加盟約束に反するとして、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行った。その後、協議によって解決に至らず、2011年2月に紛争解決パネルが設置されたが、2012年7月にWTO紛争解決委員会は、人民元建てカード決済の中国国内業者の独占については立証なしとしつつも、中国国内業者に有利となるロゴ表示義務や端末設置義務等は、外国のカード会社を不当に差別し、WTO協定に違反しているとの判断を下した。2014年10月、国務院は外国カード会社にも人民元決済及び決済会社の中国国内での設立申請を認めるという規制緩和策を取り、外資企業に市場を開放した。

中国政府が2013年9月に開設した「中国(上海)自由貿易試験区」では、種々の分野で規制緩和が試行的に行われており、金融の分野でも2014年に入り、区内企業によるクロスボーダー人民元取引が用途等制限のもとで解禁されるなど、一連の金融自由化政策が導入された。(2月18日、人民銀行上海本部「20号通達」および2月20日「22号通達」、その他、2月21日、上海自由貿易試験区管委「26号弁法」(商業ファクタリング関連)、2月28日、外管局上海市分局「26号通達」(グループ企業間の国際的な外貨資金の集中決済・ネットィング・プーリング解禁)など。)こうした「中国(上海)自由貿易試験区」における規制緩和の他地域への展開の動きもあり、上記「26号通達」で認められた外貨資本金の元転の緩和措置が7月4日の国家外貨管理局「36号通達」で国内16地域に、12月21日の国務院「65号通達」により、全国に展開されることとなった。

2014年12月20日に「国務院の『外資銀行管理

条例』改訂に関する決定」(2014年12月20日公布、2015年1月1日施行、中華人民共和国国務院令第657号)が公布され、外資銀行の参入と人民元業務の条件緩和が打ち出された。また、2015年4月8日、上海、広東、天津、福建四つの自由貿易試験区に適用される「国務院弁公庁自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)印刷発効の通知」が公布された。

2015年12月23日付で「中国人民銀行・国家外貨管理局公告[2015]40号」が公布され、2016年1月4日より、中国外貨取引センター(CFETS)の取引システム運行の終了時間が16:30から23:30(北京時間)に延長されるとともに、外国銀行も中国外貨取引センターに申請し外為市場会員となることで、インターバンク市場での人民元為替取引を行えることとなった。

③証券

<措置の概要>

WTO加盟に際し、中国政府が約束した証券業の対外開放は、①合弁形態による証券投資ファンド管理会社の設立において外資出資比率は加盟時には33%まで、加盟後3年以内に49%までの出資を認める、②加盟後3年以内に合弁形態の証券会社の設立は認めるが、外資の出資比率は3分の1を超えない。合弁証券会社はA株の引受販売業務を行うことができるが、A株の流通市場への参入は認められない。また、中国側合弁相手は証券会社である必要があり、合弁証券会社は親会社と同じ業務ができない(いわゆる「競合禁止ルール」)といった規制がある。なお、外資出資比率については、2012年10月公布の「『外資が出資する証券会社の設立規則』を改正することについての決定」で49%に引き上げられた。

<最近の動き>

クロスボーダー人民元取引規制の緩和策として、2002年には適格国外機関投資家(Qualified Foreign Institutional Investors: QFII)が外貨で人民元を調達し中国国内で証券投資を行える制度が導入されていたが、中国証券監督管理委員会(以下「証監会」という)は2012年4月に投資額の総計を800億ドルまで拡大、更に2013年7月に

は1,500億ドルへの引き上げを表明した。

2016年2月には「適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定」（国家外貨管理局公告2016年第1号）が公布され、適格国外機関投資家（QFII）による国内証券投資枠取得について、資産規模や管理証券資産規模に基づき算出される基礎限度額（上限50億ドル）以下の申請が届出管理に変更された。また、投資元本の対外送金が禁止される資金固定期間を3か月に短縮する緩和措置も行われた。

一方、オフショア人民元資金による中国国内の証券投資制度として、2011年12月に人民元建て適格国外機関投資家（RQFII）が導入され、2012年11月に投資枠が2,700億元に拡大された。当初は香港の金融機関が対象であったが、その後、2013年には英国（ロンドン）向け800億元、シンガポール向け500億元、2014年にはフランス向け800億元、韓国向け800億元、ドイツ向け800億元、カタール向け300億元、オーストラリア向け500億元、カナダ向け500億元、2015年には韓国向け600億元、シンガポール向け300億元と香港以外にも投資枠が拡大された。2016年9月には、「人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の管理に関する問題についての通達」（銀発[2016]第227号）により、QFIIと同様の基礎限度額（上限50億ドル）以内が届出管理とされた。

なお、2014年11月には上海証券取引所と香港取引所間の相互取引が一定範囲（上海への投資における1日の上限は130億元、総額3,000億元、香港への投資における1日の上限は105億元、総額250億元）で可能になり、RQFIIによらなくても、外国投資家が香港取引所経由で上海市場での元人民元建て株式の取得が可能となった。

中国人民銀行は2016年2月17日付で、「国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関連する事項のさらなる適切な遂行についての公告」（中国人民銀行公告[2016]第3号）を公布した。これにより、国外の銀行、証券会社、など機関投資家は、中国人民銀行への届け出手続き完了後、中国のインターバンク市場で債券取引を行うことが可能となった。

④金融情報

<措置の概要>

2006年9月、中国国営新華社通信は「外国通信社の中国国内におけるニュース・情報発布管理規定」を公布し、即日施行すると発表。外国通信社が中国でニュースを配信する場合、新華社の事前許可を得ること及び同社の指定機関を通じて配信を行うことが義務づけられた結果、従前認められていた外国通信社による中国国内消費者への直接のニュース配信が認められなくなった。

<国際ルール上の問題点>

中国は、「金融情報の提供及び移転」に係る自由化約束を行っているところ、金融情報を含めた情報につき外国通信社に対してのみ配信規制が課されることは内国民待遇義務に違反している可能性がある。また、中国は、同約束表において、進出済の外国サービス提供者に認められた業務範囲等については、加盟時よりも制限的にはしない旨の約束も行っており、本規定はこれらの約束にも違反している可能性がある。

<最近の動き>

我が国は2007年11月の金融サービス委員会（中国TRM）で問題提起を行ったが、満足な回答は得られていない。2008年3月には、本件について米国及びEUが、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施（6月にはカナダも協議要請）。その後、同年11月13日、米国、EU、カナダは中国と中国国内での外国通信社の金融情報サービス配信規制を見直すことで合意。米国等の発表によると、中国は、①配信許可を付与する独立の規制機関を指定すること、②外国通信社が代理店等を通じて配信を行わなければならないとする要件を撤廃する、等といった内容に合意したとされる。

これを受け、2009年4月に国务院新聞弁公室・商務部・国家工商行政管理総局が共同で『外国機関の中国国内における金融情報サービス管理規定』を公布し、2009年6月1日より実施した。同規定では金融情報サービスが通信社サービスと異なることを明確にし、そのため、外国機関が金融情報サービスを提供する際に『外国通信社の中国国内における

ニュース情報配信管理方法』(新華通信社、2006年)の規制を受けなくなる。また同規定では、新華通信社の代わりに、國務院新聞弁公室を外国機関の中国国内での金融情報サービスの監督管理機関として指定した。同規定には「外国機関が金融情報を配信する際に代理が必要」との内容もない。その結果、外国機関が國務院新聞弁公室の許可を得れば、中国国内で中国国内消費者に向け直接金融情報サービスを提供できるようになった。2014年に國務院より「インターネット情報コンテンツ管理業務を国家インターネット情報弁公室に授権する通知」(国発[2014]33号)が公布され、これに基づき外国機関の中国国内での金融情報サービス監督管理は現在、国家インターネット情報弁公室が担当することになり、同年12月30日の「外国機関の中国国内における金融情報サービス許可名簿」では、国家インターネット情報弁公室は39社の外国金融情報サービス業者に対して中国国内における金融情報サービス許可を与えている。

知的財産

[加盟に伴う約束]

中国の知的財産保護制度は、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会において、加盟国側(特に先進諸国)が特に強く改善を求めた分野の1つであった。同部会での交渉の結果、中国は、加盟後直ちにTRIPS協定を遵守することを約束した。すなわち、TRIPS協定上の義務を、開発途上国等に係る経過措置の適用を求めることなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法(特許・実用新案・意匠を含む)、商標法、著作権法等の法制をTRIPS協定に整合させるために改正・整備することを約束した。更に、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、更には一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS協定上の義務を履行することを約束している。

[実施状況]

中国における知的財産の保護は、実体面では、専利法、商標法、著作権法、反不正競争法、商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定、集積回路の回路配置図保護条例、技術輸出入管理条例等、手続面では、民法通則、刑法、税関法、知的財産権税関保護条例等により規定されている。WTO加盟に向けて国内法令をTRIPS協定に整合的な内容にすべく、数多くの新法令の創設・既存法令の改廃が行われたほか、WTO加盟後にも引き続き関連規定の整備・拡充などが図られている。

また、2008年には、知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力を向上させるイノベーション型国家の構築を目指す「国家知的財産権戦略綱要(2008年6月)」や、全国の知財保護活動の方針や具体的措置を系統的に示した「2008年における中国の知財保護行動計画」(2008年4月)を制定し、積極的に知的財産権保護に取り組む姿勢を打ち出した。さらに、2010年10月、「知的財産権の侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売を摘発する特別プロジェクト活動方案」が國務院で可決され、全国範囲における知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売行為を摘発する特別プロジェクト活動を集中的に展開した。また2011年11月には、全国での知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発作業の指導を担う、全国知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する作業指導グループを設立した。さらに、「2012年国家知的財産権戦略実施推進計画(2012年4月)」において、知的財産権侵害撲滅体制の構築を強化するため、司法・行政各一部局が取り組むべき具体的な措置項目が掲げられ、地方でも例えば広東省で模倣品の撲滅を1つの目標とする三打兩建活動が行われた(なお現在、三打兩建活動は一応終了し、兩建活動(市場監督体制の構築および信頼体制の構築)のフェーズに入っている)。

2012年8月や2013年3月には、行政執行の権限拡大など執行面の強化を図る専利法改正案(意見募集稿)が中国国家知識産権局(SIPO)から公表され、2015年12月現在、國務院から送審稿(政府内部での審議段階の草案)が公表されている段階であり、改正商標法についても、2013年8月に成立、2014

年5月1日に施行されるなど、急速に改正作業が進められている。さらに、2014年度版の国家知的財産権戦略実施推進計画（2014年4月）では、インターネットを利用した権利侵害品・模倣品の販売について特別行動を実施する等の取り組みも挙げられている。また、この計画では「知的財産専門法院の設立」も検討事項として掲げられていたところ、2014年中に北京、上海、広州の三都市⁹に知的財産法院が設立されている。これにより、判断の統一による知財保護の強化につながる事が期待される。

国務院により2015年12月18日に公布された「新情勢下での知的財産権強国建設加速に関する若干意見」により、2020年までに知的財産権強国を建設するためのタスクが示されている。また、2016年4月19日には、国務院弁公庁が「2016年全国知的財産権侵害品と偽造粗悪品製造販売の対策工作要点的通知」を公布し、インターネット領域の権利侵害と偽造粗悪品取締りの強化等、重点的に取り組むべき事項が示されている。そして、これらに基づき、2016年の重点タスクと措置を明確化した「2016年国家知的財産権戦略実施を深化させ、知的財産権強国建設を加速させる推進計画」が2016年6月24日に公布された。

[問題点]

中国における知的財産制度は、法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、なおさらなる改善が必要又は望ましいと考えられるものの、ほぼTRIPS協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、模倣品・海賊版等の侵害品の流通実態という点では、かねてから問題視されてきたように、中国政府当局の取組にもかかわらず、最近に至っても改善を見せていない。2014年度に模倣被害があったと回答した我が国企業のうち、64.1%が中国（香港を含む）で製造、経由、販売・提供いずれかの被害を受けているとする調査結果（特許庁「2015年度模倣被害調査報告書」（2016年3月））、及び、我が国税関での知的財産侵害物品の輸入差止件数26,034件における仕出国の構成比においても、中

国の比率が全体の9割超（91.9%、23,916件）であったという調査結果（財務省「平成28年（2016年）の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（2017年3月））は、これを裏付けている。かかる実態を是正するためには、実体法制の整備だけでなく、法制の適切かつ効果的な運用、司法・行政各部門での取締りの強化など、運用面での取組のさらなる改善が必要である。また、そのような状況にもかかわらず、中国の国務院が2014年12月に発表した「国家知的財産権戦略を深化し実施するための行動計画」には、5年間で模倣品・海賊版の明らかな減少を目指した「国家知的財産権戦略綱要（2008年6月）」の目標を基本的に実現したとの記述があり、認識の違いを埋めることも必要である。以下に、さらなる是正・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

（1）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、WTO加盟を契機とした、中国の一連の法改正や、最近の商標法等の改正により改善が図られてきている点は評価できる。しかしながら、TRIPS協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手続等を利用した権利行使（エンフォースメント）が、より迅速かつ効率的に、また、公正かつ公平に実現されるよう、権利行使に関する制度が整備され、かつ、運用されることが不可欠である。以下に、今後の中国における知的財産保護において大きな役割を果たすエンフォースメント面での問題点を指摘する。

<国際ルール上の問題点>

①不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の取締り（行政当局による侵害行為の停止、過料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等）、民事上

⁹ これら三都市の法院は、それぞれ異なる職能となっている。北京では特許、商標等の行政権利付与、権利確定案件の審査及び処理を主とし、民事案件の審査及び処理も兼ねる。広州と上海では、特許等権利侵害の民事案件の審査及び処理を主とし、特許、商標等の行政権利付与、権利確定案件は審理しない。

の救済(裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等)、刑事上の制裁(懲役、罰金等)が法令により定められている。

(行政上の取締)

行政上の取締りについては、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については不十分な部分がある。この点、商標権侵害の場合、新商標法第60条は、商標権侵害に対する行政上の過料の最高額について、不法経営額(製造・販売した権利侵害品の価値)の5倍(不法経営額が5万元以上の場合)又は25万元以下(不法経営額がない又は5万元未満の場合)と、上限を引き上げており、類似の規定が2015年12月時点の専利法改正案送審稿にも含まれている。また商標法では5年以内に商標権侵害行為を2回以上行った場合やその他の重大な情状が認められる場合は、より厳重な処罰を科さなければならないとしており、その実効的な運用が期待される。

しかしながら権利侵害者が(作成が法的義務となっているにも拘わらず)故意に帳簿を作成しないとしたことにより、不法経営額を正確に算定することは困難となっており、実際の不法経営額よりも低く認定される傾向があるため、十分な抑止効果のある過料が課せられないとの指摘がある。また、著作権侵害の場合、著作権行政担当部局(版權局)による行政処罰が執行されるためには「公共の利益を損なった」ことが要件とされているが、著作権の侵害以上に何が要求されているのか、この要件の内容が不明確であり、捜査権限を有しない権利者にとって過度の証拠の提出が求められる場合があり、処罰のハードルが過度に高くなってしまふことが懸念される。従って、要件の削除、又は運用要件の明確化、過重な要件の緩和等が望まれるところである。なお2013年1月に國務院法制弁公室から公表された意見募集稿ではこの「公共の利益の侵害」要件が削除されていたが、2015年9月8日公表の著作権行政処罰実施弁法(改訂パブリックコメント稿)には再度掲載されており、今後の動向が注目される。更に、再犯がかなりの頻度で発生している(經濟産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」(2010年3月))ことから、追加の侵害の抑止を求めるTRIPS協定第41条の観点から、処罰の強化が求められる。

税関における取締りについても、総担保弁法の施行により手続の簡素化が実現されたものの、更なる改善が求められる。具体的には、現行の手続の改善(権利者の応答期間の適正化や確認手続の更なる簡素化など)、侵害認定の際の保管料等の権利者負担の廃止等が挙げられる。

また、中国で製造された模倣品等がその他のアジア諸国や中東等世界各地に輸出されており、不公正な形で国際貿易を歪曲させている可能性が指摘されている。更に、不当な原産地表示をした商品が発見される事例も数多く報告されている。輸出品の取締りはTRIPS協定第51条の義務ではないものの、第41条第1項で規定する効果的な権利行使実現の観点から摘発のより一層の強化を求めていくべき分野であると言える。

(民事上の救済)

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し損害賠償の請求が認められており若干の損害賠償金の高額化の流れも見られるものの、必ずしも十分な賠償金が認容されない、勝訴しても賠償金が取れないといった指摘が未だある。この点に関しては、例えば、専利法及び2001年7月施行の「最高人民法院専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」(2015年2月1日に「改訂の決定」、2016年4月1日に同規定の(二)が施行されている)、新商標法及び2002年10月施行の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」、著作権法及び「著作権民事訴訟案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」において、損害額の算出方法が規定されているが、侵害者側に証拠が集まっていることが多く、実際には各法・解釈で規定されている法定賠償額の範囲内で裁判所の裁量により賠償額が決定される事例が多く、権利者が適正な賠償を受けられないとの指摘がある。2009年4月に通知された「現在の經濟情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わる若干問題に関する最高人民法院の意見」においても損害賠償の補償効果、懲罰効果及び抑止効果を強化する旨の規定があるところ、損害補償のための十分な賠償を求めるTRIPS協定第45条の規定や、中国がWTO加盟時に損害賠償額の適正

化について約束していることにも鑑み、裁判における賠償額の認定にあたり、上記規定等がどのように運用されるかを引き続き注視していく必要がある。この点、2015年12月に公表された専利法改正案(送審稿)や2014年5月に施行された新商標法においては、故意の特許権侵害又は商標権侵害について、賠償額を最高3倍まで増額しう旨の規定や、法定賠償額の規定(2015年12月専利法改正案においては500万元以下、新商標法においては300万元以下)がみられるところ、今後の動きが注目される。なお、上記最高人民法院の解釈については「2015年国家知的財産権戦略実施推進計画」にその改訂が盛り込まれており、今後内容が変更される可能性がある。

(刑事上の制裁)

刑事上の制裁については、刑法第3章第7節において、知的財産権の侵害に係る刑事事件に対して懲役や罰金等の罰則が規定されている(商標権侵害について第213条から第215条、著作権侵害について第217条及び第218条)が、刑事罰の適用要件については、刑事訴追基準(閾値)が5万元に設定されていることに加え、基準として採用されている不法経営額の算定にあたり、(過少申告する可能性が非常に高いと思われる)被疑者が主張する販売額を安易にそのまま採用する等、適切な方法でなされていないため、「商業的規模」の侵害であっても刑事訴追基準(閾値)を満たさず刑事罰が課されないことが多い。また、侵害者が法人であるというだけで、その閾値は個人による閾値の3倍とされているため、法人による侵害は、より刑事罰が課されにくいという状況があった。

刑事罰が課されにくい状況は、侵害に対する抑止力を弱めることになり、特に効果的な再犯防止につながらないため、実効的な知的財産権の執行の観点から大きな問題であり、また、小口化して流通・在庫管理を行う等の侵害の巧妙化事例が多くなり、組織化・巧妙化する模倣品ビジネスの実態に対して、(特に小規模な小売段階での)刑事摘発ができない、といった事態が生じる。我が国としても実効的な知的財産権の執行の観点から強く関心を有し、日中パートナーシップ経済協議等の日中間での各種二国

間協議の場や TRIPS 理事会での中国 TRM といった多国間枠組みの場で改善を要請してきたところ、

「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」(2007年4月)により、商標の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財産権に関し、閾値における法人・個人の差の撤廃により、法人に関する閾値が実質的に従来の3分の1に引き下げられ、また、中国刑法第217条に規定された「著作権侵害罪」に関する閾値のうち、複製点数基準を1,000から500に引き下げるといった一定程度の改善が見られた。ただ、商標権侵害については原則として5万元という閾値が維持されており、模倣品販売業者の刑事的責任を追究することが困難となっていることの一因であることは否定できない。

刑事罰の適用の閾値に関しては、効果的かつ抑止力のある救済措置を定めた TRIPS 協定第41条や、商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製についての刑事罰の適用を定めた TRIPS 協定第61条等との整合性が問題となるところ、米国はこれらの論点について、2007年4月に WTO 協定に基づく協議要請を行った。2009年3月に DSB 会合で採択されたパネル報告書では、閾値に関する論点については米国の行った「中国の規定する商業的規模が TRIPS 協定 61 条等に違反する」との主張のうち、閾値の規定自体の違法性については米国が十分な立証ができなかったとして退けられているものの、「商業的規模」は市場、商品、その他の要素により変化しうるとの主張は認められており、TRIPS 協定との整合性の観点から、中国の実態を引き続き観察していくことが必要である。

また、刑事移送の問題については、「2010年中国知的財産保護行動計画」において、知的財産権の刑事司法保護を強化するといった旨が記載され、さらに「2012年国家知的財産権戦略実施推進計画」において、知的財産権侵害に係る行政法執行と刑事司法との連携作業を推進し、行政法執行と刑事司法との情報共有化体制の整備を掲げており、具体的には2012年12月に中国国家工商行政管理総局(SAIC)から「工商行政法執行と刑事司法との連携作業の強化における若干問題に関する意見」が出された。今

後とも、不当に刑事手続に付されなかったといったことがないか注意を払うと共に、引き続き、中国政府による地方取締現場への啓発・監視強化を求めていく必要がある。

②地方保護主義

中国における知的財産権侵害に対する取締り上の重要な問題点の1つとして、「地方保護主義」の問題が指摘される。具体的には、取締りを担当する地方行政機関の担当者に知的財産権の基本的理解が欠如しており（制度・条約の内容の不完全な理解や存在自体の不知）、更には地元業者による模倣品・海賊版の製造行為が地元利益に資するものとの認識から、取締りに手心を加える、取締り情報を不正商品の製造者に内通する、といった事例が報告されている。地方当局におけるこのような行為の継続は、中国における知的財産権の迅速かつ確かな権利行使を阻害するものであり、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（侵害に対する効果的措置のための国内手続確保）等との関係から問題となりうる。また、外国人・外国人たる権利者の救済において差別的効果を伴う場合には、保護に関し内国民待遇を定める TRIPS 協定第 3 条第 1 項との関係からも問題となりうる。地方保護主義については、中国政府も 2010 年 10 月から 2011 年 6 月にかけて温家宝総理の指示のもと中国全土において知的財産権侵害を摘発する特別活動を行い、特別活動終了後の 2011 年 11 月には活動の成果を確認するとともに摘発活動を継続的に徹底するための方針を示した。さらにこれを受ける形で、「知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国务院の意見（2011 年 11 月）」を示し、地方における法の執行業務を指導する旨言及しているが、未だ上記のような地方保護主義が残存しているとの声が根強くある。一方で、地方政府のうちでも知的財産保護に高い意識を有するところもある。日本企業の模倣品被害も甚大である広東省では、広東省政府主導で模倣品取締条例の制定や「三打兩建」特別活動など独自の取組が積極的に行われている、との報告があるが、引き続き、地方保護主義が疑われる案件への対

応として中国政府による地方取締現場への啓発・監視強化を求めていく必要がある。

（2）冒認出願問題

<措置の概要と懸念点>

①他人の商標やキャラクターを盗用した出願

我が国企業の商標やキャラクターが第三者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが報告されている。このような出願が公告・登録されてしまうと、商標権の買取要求や、名声にフリーライドした不当な事業化、更には中国市場に参入した本来のブランド事業者を工商行政管理局に商標権侵害で訴える等の事業妨害等が行われるリスクが生じる。また、本来のブランド事業者が各地の工商行政管理局において模倣品に対する行政取締を申し立てた場合において、模倣品業者が冒認しているにも拘わらず商標を出願していることを抗弁として主張するため、当該冒認出願に対する商標局の判断が出るまで行政取締の実施が保留されてしまい、模倣被害を迅速に阻止できないといった事態が生じている。

このように、中国における商標の冒認出願問題に苦しみ我が国企業は後を絶たず、その対策は依然として中国における重要な課題の一つである。

我が国としても日中間での各種二国間協議の場や多国間枠組みの場において改善を要請してきたところ、最高人民法院は、「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的発展を促進する上での若干の問題に関する意見（2011 年 12 月施行）」を發布した。これにより、商標の使用意図などを適切に把握して悪質な出願を抑制することや冒認出願され商標権侵害として提訴された場合に先行商標使用者であることの抗弁を認めることなどが明確化された。また、日米欧中韓による商標五庁会合（TM5）の枠組みにおいては、日本主導で「悪意の商標出願¹⁰プロジェクト」を推進しており、その一環として、2014 年 12 月に各国の制度・運用に関する情報をまとめた「悪意の商標出願に関する TM5 の制

¹⁰ 他人の商標が登録されていないことを利用して、第三者が悪意により他人の商標を出願すること。

度・運用」報告書を公表し、2015年12月の会合では、各庁における「悪意の商標出願」の最新の事例集を作成することに合意したほか、2016年3月には各庁における最新の事例をユーザーに広く共有するための悪意の商標出願事例紹介セミナーを東京で開催。2016年10月の会合では中国の提案により、悪意の商標出願をテーマとするシンポジウムが開催され、中国の商標ユーザーを中心に、200名程度が参加し、TM5各庁から悪意の商標出願を拒絶する際に根拠となる規定や審査運用、事例などに関する講演・質疑応答が行われ、その後、学識経験者から悪意の商標出願・登録例の紹介、企業からの参加者から悪意の商標出願に対する企業の取組に関する講演が行われた。その他、冒認出願商標の登録を未然に防止することを目的として、我が国政府から国家工商管理総局商標局に対し、公告前の冒認出願商標に係る情報を提供する取組を行っている。今後もTRIPS協定第41条第1項（侵害防止のための迅速な救済措置）の趣旨に鑑み、このような冒認出願による被害拡大の効果的防止につき注視するとともに、二国間協議や多国間枠組みの場を通じて対処していく必要がある。

②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の濫用

外国において発明・考案された特許・実用新案や創作された意匠が、中国において、発明者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが、我が国企業から報告されている。中国においては、冒認が拒絶理由及び無効理由とはなっておらず、権利の帰属に関する確認を求めることによる救済のみが可能である（専利法実施細則第85条、第86条）。権利帰属確認のための行政手続の執行や裁判の期間が長期化すると、市場の活性時期に発明者、創作者以外の者による出願に基づく模倣被害を阻止することができないといった事態が生ずることから、TRIPS協定第41条第1項（侵害防止のための迅速な救済措置）の趣旨に鑑み、このような模倣被害の拡大を効果的に防止するよう国際知的財産保護フォーラム官民合同訪中ミッション及び中国国家知識産権局（SIPO）との意見交換等を通して改善を促してきた。

また、中国では実用新案だけではなく（日本では実体審査がなされる）意匠についても実体審査制度が採用されておらず、さらに権利行使時に、権利の有効性について審査官が作成する専利権評価報告書の提出が義務づけられていないなど、権利濫用を防止する規定が不十分である点が産業界から強く懸念されている。我が国からは日中韓特許庁会合の枠組みや中国におけるセミナー等を通じて、制度の相違点について理解を促すとともに、専利法改正等の公開意見募集において権利執行時の専利権評価報告書の提示義務化を求めるなど、改善を働きかけている。

*なお、周知商標の保護に関連し、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

周知商標の保護が不十分である点については、我が国を始め、米国・EUもWTOにおける法令レビューの過程で言及しており、先進国共通の関心事項となっていた。かつて中国における周知商標（中国法でいう馳名商標）については、中国企業のもののみをリスト化して保護してきた経緯があり、TRIPS協定第3条（内国民待遇）との関係で問題があったが、現在では外国の権利者の周知商標についても認定が進んでいることは評価できる。しかしながら、2014年5月1日施行の中国新商標法13条における馳名商標の保護を受けるためには、「中国で」公衆に熟知されていなければならないと解されており、また、冒認商標登録の禁止のために使うことができる新商標法32条でも、「他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない」との記載があり、「中国で」と明記はされていないものの、係争商標が中国国内で既に使用されており、一定の影響力を有していることが要件と解されているため、外国においてのみ周知な商標の保護は図られていないという現状は変わっていない。冒認商標出願を抑制するため、公告前情報提供の導入・活用や、（日本商標法の第4条第1項第19号に対応する）外国周知商標についても出願を拒絶する規

定の導入を働きかけることが望ましいと考えられる。一方で、新商標法第15条に追加された新第2項は、他人と契約や取引関係等を有し、その他人が使用する商標の存在を明らかに知っている者が、同一種別の商品または類似する商品についてその商標を出願した場合は、異議申立により当該出願を拒絶する規定となっており、今後の運用動向が注目される（反不正当竞争法に基づく馳名商標の保護に関しては、後掲コラム「主な知的財産関連法令の動き」④も参照のこと）。

（3）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

＜措置の概要＞

中国においては、「技術導入契約管理条例」、「技術導入契約管理条例実施細則」及び「技術輸出入契約登録管理弁法」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約（いわゆる国際ライセンス契約）等に対して規制が行われてきた。

＜国際ルール上の問題点＞

加盟交渉等を通じて問題とされた中国のライセンス等への規制についての条項は、「技術輸出入管理条例」（以下「管理条例」という）等の施行を経てTRIPS 協定整合的なものに近づいており、中国の改善の取組については評価できるものの、管理条例に含まれる数々の制限条項及び強制的な保証が、特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めたTRIPS 協定第28条第2項に関して同第3条（内国民待遇）の観点から問題となりうる。

以下に、TRIPS 協定との関係で問題となり得る点を列挙する。

①事実上のロイヤリティ規制

1993年以前、「技術導入契約の締結及び審査許可の指導原則」が、純販売額を基準とした場合のロイヤリティ料率の上限を5%と規定していた。当該規定はすでに廃止されているが、依然として、合弁企業設立時の審査や技術ライセンス契約登録手続に際しての中国地方政府の行政指導により、ロイヤリティ料率の上限や契約期間の規制等が行われるこ

ともある。合弁企業設立においては外国企業がライセンスターの立場になることが多いと想定されるところ、このようなロイヤリティ料率等に関するライセンス規制は、特許権者の実施許諾契約締結の権利に影響を及ぼし得るものといえ、TRIPS 協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

②改良技術の帰属（管理条例第27条及び第29条第3項）

管理条例第27条は、ライセンス等により供与された技術を改良した技術は、改良を行った当事者に帰属するとしており、加えて、同条例第29条第3項は、技術受入側がライセンス等により供与された技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、技術供与側がこれを制限することを禁止している。

一方、国内の技術の譲渡又はライセンス契約については、中国契約法第354条では、契約当事者は、改良した技術成果の分配につき、契約で定めることができることとされており、管理条例にあるような強制的な規定は見当たらない。また、契約法第355条は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、当該別段の定めが適用されると規定する。かかる扱いは技術輸出入に該当するライセンス契約の場合には、特別法である管理条例が優先的に適用される一方、それ以外の通常の国内の技術の譲渡又はライセンス契約には中国契約法第354条が適用されることを示している。

管理条例の適用対象である技術輸出入においては、外国企業が技術供与側の立場になることが多いと想定されるところ、当事者の約定に関わりなく、改良した技術が改良を行った当事者に帰属すると定める当該条例は、技術供与側となる外国企業にのみ強制的な規定を適用しようとするものであり、内外差別的な措置としてTRIPS 協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

③第三者の権利の侵害に関するライセンスターの義務（管理条例第24条）

技術輸出入に係る技術受入側がライセンス等に

より供与された技術を利用した結果として第三者から権利侵害で訴えられた場合、旧条例（技術導入契約管理条例及び技術導入契約管理条例実施細則）ではライセンサーが応訴する義務があったが、旧条例の廃止に伴い、当該応訴義務が廃止された。しかし、管理条例第24条2項において、第三者の権利侵害の主張に対する対応について協力する義務が依然として定められている。さらに、管理条例第24条3項には、旧条例と同様、「技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用した結果、第三者の合法的権益を侵害する場合、その責任は供与側が負う」と規定されており、例えばライセンサーがライセンスされた技術を契約に従わない用法で利用した結果として第三者の合法的権益を侵害した場合などには、ライセンサーが免責される可能性があるものの、免責されることが明確になるまでは、自己が関与しない事項であっても第三者に対する侵害責任について何らかの対応をしなければならないと考えられる。

一方、国内企業間の契約の際に適用される中国契約法（第353条）では、第三者の権益を侵害した場合の賠償責任について、当事者の契約で別途定めることができるかとされている。

従って、上記のように、管理条例において、当事者の約定に関わりなく、第三者の権益の侵害について、技術供与側が当然に一定の義務及び責任を負うとされることは、内外差別的な措置としてTRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

④技術供与の完全性等の保証（管理条例第25条）

管理条例第25条には、供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標を達成することができることを供与側が保証しなければならないという規定が旧条例から引き続き残されており、技術目標の達成のための強制的履行を迫られる可能性があるため技術供与側にとっては実施許諾契約の締結への妨げとなり得る。

このように、外国の技術供与者は、依然として技術供与に慎重にならざるをえない状況にある。今後、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス

契約を含む技術供与契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約等を登録管理又は許可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

【最近の動き】

中国に関しては、国内法制の整備及び権利行使（エンフォースメント）に関する制度と運用の両面について、TRIPS協定の遵守状況を検証する経過的レビュー（中国TRM）が、加盟議定書の規定に基づき2001年12月の加盟後8年間にわたりTRIPS理事会にて毎年実施され、2011年10月に最終レビューが行われた。2009年10月及び2011年10月のTRIPS理事会の中国TRMでは、我が国から、前述の更なる是正・改善が望まれる事項、特に模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品に対するエンフォースメントの重要性等につき指摘を行った。このエンフォースメントの強化の必要性については、我が国のみならず米国・EUからも指摘がなされた。

また、中国国家工商行政管理総局（SAIC）副局長との会合（2011年5月、12月、2012年5月）、中国国家知識産権局（SIPO）との二国間会合や日中韓、日米欧中韓等における協議の場の他、民間の業種横断的な模倣品・海賊版対策組織である「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」とのIIPPFハイレベルミッション（2012年9月）においても、これらエンフォースメントを中心とした知的財産問題の改善を要請してきた。さらに、2009年6月の日中ハイレベル経済対話の際に、経済産業省と中国商務部との間で交換した「知財保護の協力と交流に関する覚書」に基づき、2009年11月、2010年10月、2011年10月、2015年5月、及び2016年6月に日中知的財産権ワーキンググループを開催しており、知財保護に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を実施している。また2009年8月には経済産業省と中国国家工商行政管理総局（SAIC）との間で「知的財産保護の協力に関する覚書」を締結し、同覚書に基づき、2010年7月、2012年1月に日中模倣品事務ワーキンググループを開催し、商標権侵害及び反不正競争法違反に関して中国国家工商行政管理総局（SAIC）と意見交換を実施した。また、同覚書に基づき、2012年1月に日中商標実務者会

合を開催し、中国商標法改正の検討状況、商標代理人の規範、及び第三者による商標出願・登録の問題（冒認商標出願問題）に関して中国国家工商行政管理総局（SAIC）と意見交換を実施した。中国政府に対しては、引き続きこれら様々な協議の場を利用して、中国国内における知的財産法制の整備状況について確認を行いつつ、併せて、制度の運用面についても確認し、問題点があれば是正を求めていくことが必要である。

また、中国政府によるエンフォースメント強化を実現するためには、同時に中国政府の各種行政当局の能力向上が不可欠であり、こうした観点から、我が国では研修生受け入れ、専門家派遣及び各種セミナー等により支援を行っている。加えて、法制度の更なる改善の観点から、専利法・商標法等の改正に係る意見交換等中国における制度改善のための協力を行っている。中長期的視野に立って、司法部門及び審査・執行を担当する行政部門における専門的人材の育成、知的財産保護・尊重の必要性に関する一般への普及啓発活動等の多面的な取組がなされることも重要である。更に、民間ベースにおいても、中国当局の一層の取組を促し協力する観点から、個別企業による取締要請や情報提供、IIPPFによる取締り能力強化のための協力、欧米企業も参加している「優良ブランド保護委員会（QBPC: Quality Brands Protection Committee）」を通じた働きかけ等の各

種活動を行っている。このような活動を支援するため、JETROでは、日本企業への各種情報提供を行っている他、相談窓口を北京・上海・広州に設置し中国政府との橋渡しを行っている。日本政府としても、民間企業の積極的活動を奨励するとともに、一層の促進が図られるよう必要な支援を行うことが重要である。

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制に関しては、TRIPS 理事会の中国 TRM において、我が国から管理条例の適用について明確化を求めてきた。2008年の理事会において中国側から「使用者が適正な環境、方法において使用する限り、譲渡者が責任を負うことはない。」との回答があり、2011年10月の最終レビューにおいては、我が国から当該条例の規定による内外差別的な扱いを指摘したところ、中国は、当該条例に内外差別的規定は存在しないと回答している。また、第三者侵害保証責任にかかる内外差別的な扱いを含めた管理条例等の技術移転に関する規制が中国への投資の阻害要因になっている旨が、日中韓自由貿易協定（FTA）産学官共同研究会合（2010年12月初旬の第3回会合、2011年12月の第7回会合）において指摘されている。今後もこのような二国間・多国間協議等を通じて、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を働き掛けていくことが重要である。

コラム

主な知的財産関連法令の動き

①専利法（2009年10月施行）

1984年3月の第6回全国人民代表大会常務委員会で採択された、特許・実用新案・意匠の保護を担う「専利法」は、現在第三次改正版である。

また、第四次改正に向けた手続として、2015年12月には中国國務院法制弁公室から、最新の改正案の送審稿が公表されたことから、我が国は同年12月25日付けで意見書を提出した。改正案は、現在國務院法制弁公室で検討中である。その改正案の特徴としては、エンフォースメント強化のため、専利権侵害に対する行政摘発が盛り込まれたこと

及び懲罰的損害賠償制度が導入されたことや、部分意匠制度の導入、意匠の権利保護期間が延長された（15年）こと等である。残る課題としては、権利侵害行為に「輸出」行為が規定されていないこと、実用新案や意匠が初歩審査のみで登録されるにもかかわらずそれらに係る紛争が生じた場合であっても専利権評価報告の提出が義務付けられていないこと、実用新案評価報告に基づかずに、又はその他相当の注意を払わずに権利行使した場合で実用新案登録の無効審決が確定した場合、その権利行使により相手方に与えた損害を賠償する責めを

負うといった規定がないこと等が挙げられる。

なお、専利法は2016年4月13日に発表された「国務院2016年立法工作計画」で準備項目に入れられており、優先的に成立が図られるものと推測される。

加えて、中国国家知識産権局(SIPO)は、改正専利行政法執行弁法を2015年5月29日に公布、同年7月1日に施行した。主な改正点としては、速やかな行政決定の公表、法執行情報の発布について明確に規定されたこと、専利権保護を強化すべく、専利侵害紛争処理期限を更に短縮したこと(立件日から4ヶ月以内に解決し、複雑な案件の場合は1ヶ月延長から、「特許又は実用新案に係る専利権侵害紛争は立件日から3ヶ月以内、複雑な案件は1ヶ月延長」に短縮)等が挙げられる。2016年には、専利厳格保護に関する若干意見、専利行政法執行操作ガイドライン、専利権侵害行為認定ガイドライン、専利行政法執行証拠規則、専利紛争行政調停指南も公表・施行されている。

②商標法(2014年5月施行)

1982年8月に制定された商標法は、2001年10月、全国人民代表大会常務委員会において、改正が決定され、同年12月から施行された。さらに、新商標法が採択され、2014年5月から施行された。新商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものであり、具体的な特徴としては以下のものがある。すなわち、商標審査期限の規定(商標出願審査の9ヶ月以内の完了等)、異議申立制度の変更(異議申立不成立の場合は直ちに商標登録される)、馳名商標の宣伝広告使用の禁止、契約・業務関係等を有する者による冒認出願の禁止、商標専用権の保護強化(法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入)、商標代理業務の規範化(罰則規定の創設)等である。

この新商標法は基本的に評価すべき項目を多く含んでいるが、冒認出願が依然として非常に多い中国の実情を踏まえると、異議申立不成立の場合は直ちに商標登録されることにより、冒認出願につき争う機会が少なくなってしまうことや、早い段階で我が国の権利者の行為が(形式的には)侵害

行為となってしまう可能性があること、さらに外国周知商標が出願拒絶事由となっていないこと等、冒認出願対策の点をはじめとして、課題も多く残る。

したがって、今後は、新商標法に基づく運用を注視する必要がある。

③著作権法(2010年4月施行)

2010年4月に施行された「著作権法」は、近々改正が予定されており、2013年1月国務院法制弁公室から意見募集稿が公表され、同年3月1日中国日本商會が意見書を提出している。この募集稿では、行政罰の金額を引き上げること、司法救済の場面において賠償金額の算定方法を選択できるようにすること、法定賠償金額の上限を引き上げること、懲罰賠償を規定すること、裁判所を通じた証拠収集手段を強化すること、行政による処分の行使要件から、「公共の利益の侵害」要件を削除すること、さらに技術保護手段回避規制、権利管理情報改ざん等の規制についてラジオ番組・テレビ番組にも適用対象を拡大することを規定する等、知財保護強化に資する内容が盛り込まれており評価できる。しかしながら、著作権集団管理に関する規定でさらなる改善が望まれること、職務著作・実演において従業員に奨励を与えることが義務化されたこと、許諾を得ずして著作権を使用できる場面を広く認めること等、懸念される点も挙げられる。

なお、著作権法は、専利法と同様2016年4月13日に発表された「国務院2016年立法工作計画」で準備項目に入れられており、優先的に成立が図られるものと推測される。

④「反不正当竞争法」

2016年4月13日に発表された「国務院2016年立法工作計画」では、準備項目から全面的改革深化に急務な項目に格上げされており、早期の改正が推測される。

反不正当竞争法は、公布から市場環境が大きく変化し、商標法等他の法律が改正されているにも関わらず、改正が行われていないことにより法律法規間の整合性が問題視されていた。2016年2月25日に

公開された改正草案送審稿では、現行の33条中30条に変更が加えられた（うち削除7条、追加9条があり、改正草案は計35条となる）。

不正競争行為のうち、模倣品関連では商業標章について第5条に、市場混乱行為として①他人の著名な商業標章又はそれに近いものを無断で使用する、②他人の著名な商業標章と同じ又は近い自己の商業標章を突出させて使用する、③他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称中の屋号に使う、④著名企業とグループの名称中の文字又はその略称を商標中の文字標章又はドメイン主体部分等に使用するのが記載されている。

法的責任としては、第5条の商業標章関連の違反については、第18条において違法行為の停止命令、違法商品の没収、罰金（不法経営額5万元以上はその5倍以下の罰金、不法経営額5万元以下は25万元以下の罰金、不法経営額が算定できない場合は状況に応じて10万元以上100万元以下の罰金）、営業許可取消が記載されている。

また、不正競争行為と知りながらも生産、販売、保管、運送、ネットサービス、技術サポート、広告宣伝、支払決済等の便宜を図った場合には、状況に応じて10万元以上100万元以下の罰金とする（第28条）、調査実施に対し関連資料・状況の提供拒否、虚偽資料・状況の提供、証拠の隠匿・処分・移転、又はその他調査行為の拒絶、妨害については、2万元以上20万元以下の罰金に処す（第30条）とある。

なお、改正草案は2016年11月23日に国務院常務会議で採択され、全国人民代表大会常務委員会に提出することが決定されている。2017年2月26日より、修正が加えられた改正草案が全国人民代表大会常務委員会から公開され、意見募集が行われている（意見募集期間は2017年3月25日まで）。

⑤インターネット取引管理弁法（2014年3月施行）

インターネット商品取引の健全な発展を目的として、インターネット商品取引及び関連のサービスを行う者（第三者取引プラットフォーム経営者を含む）の義務等が定められ、インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法として2010年7月から施行されていたが、2013年9

月にその改定案が意見募集に付され、さらに修正を踏まえたものが2014年3月から、インターネット取引管理弁法として施行された。権利者にとって特に重要と考えられる第三者取引プラットフォームサービス経営者の義務として、商標権等の保護、インターネット上の違法行為（商標権侵害や不正競争行為を含む）の取締りへの協力、信用評価システムの構築などが含まれている一方で、当該プラットフォームサービスを利用している者が知財権を侵害した場合に、その者に関する情報を提供する義務については規定されていない。また、その他の特徴としては、工商登記登録の条件を具備せずインターネット商品取引に従事する自然人は、第三者取引プラットフォームを通じて営業活動を行わなければならないとされていることや、違法の疑いがあるインターネット商品取引等の行為を摘発するときに、工商局が現場検査や、契約書や帳簿等の関係するデータ・資料をチェックすること等ができること等がある。

この弁法に基づき可能となる権利者の法的及びその他の手段等を確認していくとともに、その内容を日本企業等に周知するための活動も行っていく必要がある。

⑥信用を失墜した被執行人名簿情報の公布に関する最高人民法院の若干の規定（2013年10月施行）

「履行能力があるにも拘わらず効力が発生した法律文書における確定義務を履行しない者」に対する制裁として、その者をリストに載せ、広く社会に向けて公開することで、そのリストに掲載された者は借り入れ等が事実上制限されるという取り組みを規定したものであり、現在多くの権利者が直面している、知財訴訟で勝訴したにも拘わらずその履行がなされないという事態等の改善に大きく寄与することが期待される。

⑦人民法院の裁判文書のウェブサイトでの公開に関する規定（2014年1月施行）

効力が発生した人民法院の裁判文書は、原則としてインターネット上に公開されなければならないことが規定された。従来は、重要な判例であっ

ても公開されていないものがあつたため、TRIPS 協定第 63 条に規定される透明性の確保義務の観点から問題であるとともに、実務上も中国の法制の分析・検討において困難を生じていたが、本規定により重要な改善がなされることとなった。同規定は、2016 年 8 月に修正版が公布され、インターネット上での公開裁判文書の範囲を、判決書、裁定書、決定書、支払令、行政調停書等に拡大、明確化された。

⑧独占禁止法による知的財産権濫用規制

中国国家工商行政管理総局 (SAIC) は 2015 年 4 月 7 日、「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(中国国家工商行政管理総局令第 74 号)を公布し、同規定は 2015 年 8 月 1 日から施行されている。また国家発展改革委員会は 2015 年 12 月 31 日、「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)」を公表しており、今後の動向が注目される。

政府調達

[加盟に伴う約束]

政府調達協定はすべての WTO 加盟国が受諾を義務づけられるわけではない協定、いわゆる複数国間協定として、本協定への加盟を選択する国だけを拘束するルールとされている。そのため、加盟国は、先進国を中心とする一部の国にとどまっている。中国は WTO 加盟時に、政府調達協定に将来加盟すること、当面はオブザーバーとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は無差別待遇を供与すること等を約束しており¹¹、WTO 加盟後、2002 年 2 月に政府調達委員会のオブザーバー資格を得ている。

2007 年 12 月、中国は政府調達協定加盟申請及び附属書 I の初期オファーを提出し¹²、加盟交渉が開始された。しかし、初期オファーについては様々な問題点が指摘され、各国から早期の改訂オファ

一の提出が要請された。これを受け、中国は 2010 年 7 月に改訂オファー¹³、2011 年 11 月に第 2 次改訂オファー¹⁴、2012 年 11 月に第 3 次改訂オファー¹⁵、2013 年 12 月に第 4 次改訂オファー¹⁶、2014 年 12 月に第 5 次改訂オファー¹⁷を提出したが、その内容はいまだ不十分であるとの指摘がなされており、次の改訂オファーにおいて更なる改善がなされることが期待される。

[実施状況]

中国は、将来の政府調達協定への加盟に備え、2003 年 1 月から「政府調達法」を施行している。

同法は、適用範囲(調達機関、調達物品等)、調達方式(公開入札、競争入札等)、調達手続、苦情申立て手続等に関する規定を設けている。中国が政府調達協定に加盟する場合には、政府調達法を含む中国の関連法制が政府調達協定における約束と整合しているかどうかを注視していく必要がある。

¹¹ Report of the Working Party on the Accession of China (WT/ACC/CHN/49), Protocol on the Accession of the People's Republic of China (WT/L/432)

¹² GPA/ACC/CHN/1

¹³ GPA/ACC/CHN/16

¹⁴ GPA/ACC/CHN/30

¹⁵ GPA/ACC/CHN/41

¹⁶ GPA/ACC/CHN/44

¹⁷ GPA/ACC/CHN/45



WTO 紛争解決手続と中国の対応

中国は2001年12月11日にWTOに加盟したが、それ以降、目覚ましい経済発展をとげ、世界経済の成長にとって重要なプレーヤーとなっている。また、中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、アジアにおける自由貿易を推進するパートナーでもある。

他方で、本報告書において指摘を続けているように、WTOルールとの整合性の観点からも改善が求められる貿易政策・措置がWTO加盟から10年以上を経た現在においても散見されている。このコラムでは、WTO加盟以降の中国による、国際貿易ルールの遵守・執行に関する姿勢の変化について簡単に整理する。

①中国の紛争案件

中国は世界貿易のみならず、WTO紛争解決制度においても重要なプレーヤーになっている。2001年の加盟以降、2004年までの間、中国がWTO紛争解決制度を活用した事案は1件（DS252：米国－鉄鋼セーフガード）のみであったが、2006年以降は協議要請・被協議要請ともに対中紛争案件が急増し、2017年1月20日現在、協議要請15件、被協議要請39件、合計54件となっている。中国は自国の利益を守るため同制度の活用を始めているが、現在では、日本や韓国の紛争解決制度の利用数を上回る、メインプレーヤーになりつつある。世界貿易に占める中国のプレゼンスが高まっていく中、WTO紛争解決制度の趣旨、すなわち国際的な貿易紛争を政治化させずに、準司法的な手続に従って国際ルールに基づいた解決を目指す機会が増えている。

②WTO紛争案件に対する中国のこれまでの対応

中国は、WTO紛争解決制度において敗訴した事案や明らかなWTO協定違反の事案について何らかの措置の改善・是正を実施する傾向が認められ、中国に対してWTO勧告不履行による対抗措置（同22.6条）が提起された例はこれまでない。ただし、中国－GOES（米国産電磁鋼板相殺関税及びAD税、

DS414）のように、是正が不十分であるとして履行確認パネル（紛争解決手続21.5条）で争われた事例もある。

中国のWTO加盟前の2001年に、日本がネギ・シイタケに関するセーフガード発動の仮決定を行った際、中国は、対抗的措置（自動車・携帯電話の関税100%引上げ）を発表し日中両国間で問題となったが、加盟後は、WTO上の貿易救済措置をめぐる対抗的な発表を行うといった問題は生じていない。一方、最近、米国やEUが中国産品に対するアンチ・ダンピングや相殺関税の調査・措置を決定した時期に近接して、中国が米国産品やEU産品に対して、アンチ・ダンピング調査や相殺措置を実施し、それがWTO紛争に発展した事例（DS427：中国－米国からの鶏肉製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺措置）が生じている。

2009年に米欧墨が行ったWTO協議要請及びパネル設置要請に基づく原材料9品目に関する紛争解決手続（DS394, 395, 398）では、中国の違反を認定したパネル及び上級委員会の報告書を受けて、中国政府は2012年末の履行期限までに勧告を履行（ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、亜鉛、シリコンメタルの7品目について輸出税及び輸出枠を撤廃。また、亜鉛と黄リンは議定書遵守の譲許レベルを維持）しており、貿易相手国がWTO紛争解決手続を活用して中国の措置是正を実現した好例と言えらるとともに、中国が問題を政治化することなく、真摯にWTOルールに従った対応をとっていると評価できる。また、2012年に日米欧が行ったレアアース等原材料輸出規制（輸出数量制限、輸出税等）に対するWTO協議要請及びパネル設置要請（DS431, 432, 433）についても、日米欧の主張を全面的に認めたパネル及び上級委員会の報告書を受けて、中国は、2015年1月から輸出数量制限を撤廃、輸出税についても、5月1日から、輸出税を撤廃した。

このように、中国はWTO紛争解決制度の活用慣れつつあり、ルールを重視する姿勢を示していることから、世界の中でルール執行の側面におい

でも主要なプレーヤーになることが期待される。
他方で、未だ国際ルールに照らして問題のある措

置は残っており、国際貿易体制を支える主要国の
一つとして一層責任ある行動が望まれる。

